

第2次 宇和島市男女共同参画基本計画

ひとりひとり
～男女が自分らしく輝くまち 宇和島～



平成25年 3 月
宇和島市

～ 男女が自分らしく輝くまち 宇和島 ～

ごあいさつ



宇和島市では、「男女が自分らしく輝くまち宇和島」を目指して、平成18年10月に「宇和島市男女共同参画推進条例」を制定し、平成20年3月には「宇和島市男女共同参画基本計画」を策定いたしました。この計画はあらゆる分野で男女共同参画社会の実現をさせることを目的とし、市民の皆様方と互いに連携し、協同で取り組みながら様々な施策を行ってまいりました。

しかしながら、本格的な少子高齢化時代を迎えた今、社会情勢は大きく変化し、新たな支援の必要性や課題なども出てきております。当市におきましても、少子高齢化や若者の地方離れ等による人口の減少が進んでおり、地域産業・経済などもいまだ大変厳しい状況となっております。

このような中、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現させることは大変重要になってきます。そして、女性も男性も自らの個性を最大限発揮しながら、いきいきと充実した生活を送ることができる男女共同参画社会の実現は、大変大きな意義を持つてくるものだと考えます。

そこで、平成24年度末が計画の最終年度を迎えることに加え、国の第3次基本計画が策定されたことから、平成25年度からの5年間を計画期間とする「第2次宇和島市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、さらに取り組んでいく所存でありますので、市民の皆様におかれましても、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に際しまして、貴重なご意見をいただきました男女共同参画審議会委員の皆様方及び市民の皆様方に厚くお礼を申し上げます。

平成25年3月

宇和島市長 石橋 寛久

目 次

第1章	計画の概要	1
1	計画の策定にあたって	1
1-1	計画の趣旨	1
1-2	計画の背景	1
1-3	計画の位置付け	4
1-4	計画の期間	4
2	計画が目指す姿	5
2-1	目指すべき社会の将来像	5
2-2	計画の基本理念	6
2-3	計画の基本目標	7
2-4	計画の体系	8
第2章	計画の内容	10
基本目標Ⅰ	男女がともに認め合う人づくり	10
推進方策1	広報・啓発の推進	10
推進方策2	男女共同参画に関する教育・学習の推進	13
基本目標Ⅱ	男女がともに活躍する社会づくり	18
推進方策1	政策・方針決定過程への女性の参画促進	18
推進方策2	企業等における男女の均等な機会と待遇の確保	25
推進方策3	活力ある地域に向けた男女共同参画の確立	30
推進方策4	国際交流・協力の推進	33
基本目標Ⅲ	男女がともに充実した生活をおくることができる環境づくり	35
推進方策1	職業生活と家庭・地域生活のバランスのとれた参画支援	35
推進方策2	育児期・介護期における環境の整備	38
基本目標Ⅳ	男女がともに安心して暮らすことのできる地域づくり	44
推進方策1	あらゆる暴力の根絶	44
推進方策2	生涯を通じた健康支援	48
推進方策3	高齢者や障害者等がいきいきと生活できる条件整備	53

第3章 計画の推進に向けて 57

- 1 推進体制の強化 57
- 2 市民との協働による推進 57
- 3 男女共同参画に関する情報の提供 57
- 4 施策の点検・評価 57
- 5 国・県・関係機関との連携 57

資料 58

- ◇宇和島市男女共同参画推進条例 58
- ◇宇和島市男女共同参画推進条例施行規則 61
- ◇宇和島市男女共同参画推進本部設置要綱 63
- ◇男女共同参画社会基本法 66
- ◇愛媛県男女共同参画推進条例 71



第1章 計画の概要

1 計画の策定にあたって

1-1 計画の趣旨

近年、少子高齢化の進展や人口減少社会の到来、市場経済の国際化や高度情報化などの社会経済情勢の変化等により、生活様式や家族形態・地域社会のあり方が大きく変化してきています。このような状況の中、社会全体の活力を増し、人々が将来への夢を持つために、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

そこで、平成11（1999）年に施行された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会の実現が「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付けられました。

本市は、市民の参画と協働によるまちづくりを基本とし、活力ある地域社会の実現を目指して様々な取組を進めています。また、その取組のもと、平成18（2006）年10月に「宇和島市男女共同参画推進条例」を施行し、平成20（2008）年3月に「宇和島市男女共同参画基本計画」を策定しました。

この度、平成 24（2012）年度末をもって「宇和島市男女共同参画基本計画」の計画期間を終えることから、これまでの取り組みの成果と課題を検証し、より一層男女共同参画社会の実現を推進していくため、「第2次宇和島市男女共同参画基本計画」を策定するものです。

また、この計画は、国が平成 19（2007）年 7 月に改正した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく本市における基本計画ともなるものです。

1-2 計画の背景

① 世界の動き

国際連合は、昭和 50（1975）年を「国際婦人年」と定め、メキシコシティにおいて国際婦人年世界会議を開催しました。平等・発展・平和への女性の寄与に関する宣言「メキシコ宣言」を行い、それを具体化するための指針である「世界行動計画」を採択し、これに続く昭和 51（1976）年からの 10 年間を「国連婦人の 10 年」と位置付け、世界の国々に対し女性の地位向上のための積極的な取組を呼びかけました。

その間、昭和 54（1979）年には、国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択されました。昭和 55（1980）年の第2回世界女性会議（コペンハーゲン）を経て、昭和 60（1985）年には、第3回世界女性会議（ナイロビ）において「国連婦人の 10 年」の評価が行われ、西暦 2000 年に向けて目的達成のための長期的ガイドラインとなる「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

平成 5（1993）年 6 月、ウィーンで開催された世界人権会議では、女性に対する暴力は人権問題と位置付けられ、「ウィーン宣言及び行動計画」で、公的及び私的な生活における女性に対する暴力の撤廃が示されました。

平成 7（1995）年には、第 4 回世界女性会議（北京）において「北京宣言」及び「行動綱領」が採択され、「女性に対する暴力」、「女性の人権」、「意思決定過程への女性の参画」など、女性の地位向上のために優先的に取り組むべき 12 の重要課題が定められました。

平成 12（2000）年には、「女性 2000 年会議：21 世紀に向けての男女平等・開発・平和」と題する国連特別総会（ニューヨーク）が開催され、「北京宣言」及び「行動綱領」の実施状況について検討・評価がなされるとともに、課題を明らかにし、一層の行動を求める「政治宣言」並びに「成果文書」が採択されました。

平成 17（2005）年には、「北京+10」第 49 回国連婦人の地位委員会（ニューヨーク）が開催され、「北京宣言」及び「行動綱領」及び「女性 2000 年会議成果文書」を再確認し、完全実施を求める宣言が採択されました。

② 日本の動き

昭和 50（1975）年に、総理府に内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和 52（1977）年の「国内行動計画」策定や昭和 60（1985）年の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の批准を契機に、「男女雇用機会均等法」の公布など法制面の整備が徐々に図られてきました。

昭和 62（1987）年には「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」が策定され、平成 3（1991）年に第 1 次改定が行われました。

平成 6（1994）年には、男女共同参画社会の実現に向けた施策の総合的、効果的な推進を図るため、「婦人問題企画推進本部」が内閣総理大臣を本部長とする「男女共同参画推進本部」に改組されたとともに、「男女共同参画室」、「男女共同参画審議会」が設置され、平成 8（1996）年には「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。

平成 11（1999）年には、国、地方公共団体をはじめ国民が、男女共同参画社会実現への取組の一層の推進を図る上での法的な根拠となる「男女共同参画社会基本法」が制定されました。その基本法を受け、平成 12（2000）年に「男女共同参画基本計画」が定められました。

平成 13（2001）年の省庁再編にともない、内閣総理大臣を長として新たに設置された内閣府に、「男女共同参画会議」及び「男女共同参画局」が設置され、社会のあらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させる組織体制の強化が図られました。また、同年には、女性に対する暴力の根絶を目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）」が施行され、平成 16（2004）年の改正では、暴力の定義拡大、保護命令制度の拡充等が規定されました。

平成 17（2005）年には、「男女共同参画基本計画（第 2 次）」が策定され、平成 22（2010）年度末までに実施する施策を示しました。

平成 19（2007）年には、男女共同参画会議において「ワーク・ライフ・バランス※¹ 推進の基本的方向」が示されるとともに、ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議において「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。男女共同参画に限らず、労働施策、少子化対策、子育て支援、経済財政等、様々な施策において、ワーク・ライフ・バランスが推進され始めました。

平成 22 年（2010）年には、「男女共同参画基本計画（第 3 次）」が策定され、経済社会情勢の変化等に対応して、先の計画に 5 つの重要分野が加わり 15 項目において平成 27（2015）年度末までに実施する具体的施策が示されました。

また、配偶者からの暴力や職場等におけるセクシュアル・ハラスメントなども多くの人々にかかわる社会的問題であり重大な人権侵害であるという認識が深まり、平成 12(2000)年 11 月には「ストーカー行為等の規則等に関する法律」が、平成 13（2001）年 10 月には「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」が施行されました。

その後、平成 16（2004）年 5 月の法改正により、配偶者からの暴力の範囲の拡大、保護者命令制度の強化、基本計画の策定や被害者の自立支援が都道府県の責務であることが明記されました。さらに、平成 19（2007）年 7 月に法改正が行われ、保護命令制度の拡充、市町村における基本計画の策定や配偶者暴力センターの機能の確立に努めることになりました。

③ 愛媛県の動き

昭和 58（1983）年に「愛媛の婦人対策基本指針」が策定され、女性に関する施策について連絡調整と総合的な企画・推進を図るために「愛媛県婦人対策推進会議」が設置されました。

昭和 62（1987）年には、女性問題に関する県民の意識の高揚を図り、女性の自主的な社会参加や能力の開発を促進する「愛媛県婦人総合センター（現：愛媛県男女共同参画センター）」が開館し、平成 3（1991）年には、愛媛県における男女共同参画社会づくりの中核機構として「（財）えひめ女性財団」が設立されました。

平成 4（1992）年には、「愛媛県女性行動計画」が策定されました。

平成 13（2001）年には、平成 22（2010）年度を目標年度とする「愛媛県男女共同参画計画～パートナーシップえひめ 21～」が新たに策定され、5 つの主要課題「女性の人権の尊重」、「男女共同参画の視点に立った意識の改革」、「意思決定の場への女性の参画拡大」、「家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備」、「労働の場における男女平等の確保」ごとに設定された重点目標の達成に向けて取組が進められました。

平成 14（2002）年には、愛媛県の男女共同参画を進める施策の基本となる事項を定めた「愛媛県男女共同参画推進条例」が施行されました。

用語解説

※1 ワーク・ライフ・バランス

老若男女誰もが、自己の人生の段階に応じて、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動を、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。仕事と生活の調和。

平成 18（2006）年には、平成 17（2005）年度が計画期間の中間となること、また、国の基本計画が改定されたことから、「愛媛県男女共同参画計画～パートナーシップえひめ 21～」の中間改定が行われました。また、「愛媛県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定しました。

平成 21（2009）年には、平成 19（2007）年 7 月の「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」の一部改正やこれに伴う平成 20（2008）年 1 月の国の基本方針の見直しを受け、これまでの取組や課題を整理し、今後必要な取組を盛り込み「愛媛県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を改定しました。

平成 23（2011）年度には、「第 2 次愛媛県男女共同参画計画」が策定され、引き続き男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めています。

④ 宇和島市の動き

平成 17（2005）年に宇和島市・吉田町・三間町・津島町の合併により、新宇和島市が誕生しました。

平成 18（2006）年には、男女が差別されることなく個性と能力を十分に発揮することができ男女共同参画社会を実現させ、市民が様々な分野で活躍できる「まち」を創ることを目指し、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の宇和島市における最重要課題として位置付け、「宇和島市男女共同参画推進条例」を施行しました。

1－3 計画の位置付け

●本計画は、宇和島市男女共同参画推進条例第 8 条に規定された男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、「男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）」第 14 条第 3 項に規定されている市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画「市町村男女共同参画計画」にあたります。

●「男女共同参画社会の形成」は、「新市建設計画～人と交わり、緑と話し、海と語ろう さらめき空間都市～」の主要施策の 1 つであり、「宇和島市総合計画～新宇和島市への道～」の「政策目標 6 市民と共に歩むうわじま」の施策の 1 つです。

上位計画である「宇和島市総合計画～新宇和島市への道～」及び「宇和島市次世代育成支援行動計画」、「宇和島市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」等の関連計画との整合を図ります。

●「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく本市における基本計画と位置づけます。

1－4 計画の期間

本計画の期間は、平成 25（2013）年度から平成 29（2017）年度までの 5 年間とします。

ただし、計画の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行うこともあります。

2 計画が目指す姿

2-1 目指すべき社会の将来像

男女共同参画社会として、国の基本計画で示されている以下の将来像を目指します。

— 目指すべき社会の将来像 —

- 1 固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会
- 2 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 3 男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力のある社会
- 4 男女共同参画に関して国際的な評価を得られる社会



2-2 計画の基本理念

本計画は、男女が差別されることなく、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現させるため、宇和島市男女共同参画推進条例に規定する以下の6つの基本理念に基づいて各種施策を推進します。

—基本理念—

- 1 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、性別による差別的取扱いを受けないこと、社会のあらゆる分野において個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 2 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響を、できる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
- 3 社会のあらゆる分野において、男女が対等な構成員として、施策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動と家庭以外の社会のあらゆる分野における活動とを、両立して行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女ともに生涯を通じて健康な生活を営むことができることを旨として、行われなければならない。
- 6 国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行われなければならない。

2-3 計画の基本目標

基本目標Ⅰ 男女がともに認め合う人づくり

すべての男女が個人として尊重され、自らの意思によって個性豊かで多様な生き方を選択することができる社会を実現するためには、市民一人ひとりが男女共同参画についての意識と理解を持ち、お互いを認め合うことが不可欠です。

そのため、男女共同参画の視点に立ち、社会制度や慣行を必要に応じて見直すとともに、家庭や地域、学校における教育を充実し、男女共同参画を推進するための意識形成を図ります。

基本目標Ⅱ 男女がともに活躍する社会づくり

活力ある男女共同参画社会を実現するためには、すべての男女が個人として対等な立場で参画し、活躍することができる社会を形成することが必要です。

そのため、男女があらゆる分野で個性と能力を発揮することができる環境づくりを進めるとともに、自らの能力を高め活躍の場を広げるためのチャレンジ支援を推進します。

基本目標Ⅲ 男女がともに充実した生活をおくることができる環境づくり

男女がともに社会で活躍するためには、誰もがその人生の段階に応じて、自分の意思で職場、家庭、地域での活動にバランスよく参画し、自らの役割を果たすことができる環境づくりが重要です。特に男性においては、従来の職場中心の意識・ライフスタイルを転換していくための支援が求められています。

そのため、子育てや介護等の支援、働き方の見直しを推進するとともに、市民一人ひとりの意識やライフスタイルの転換を図ります。

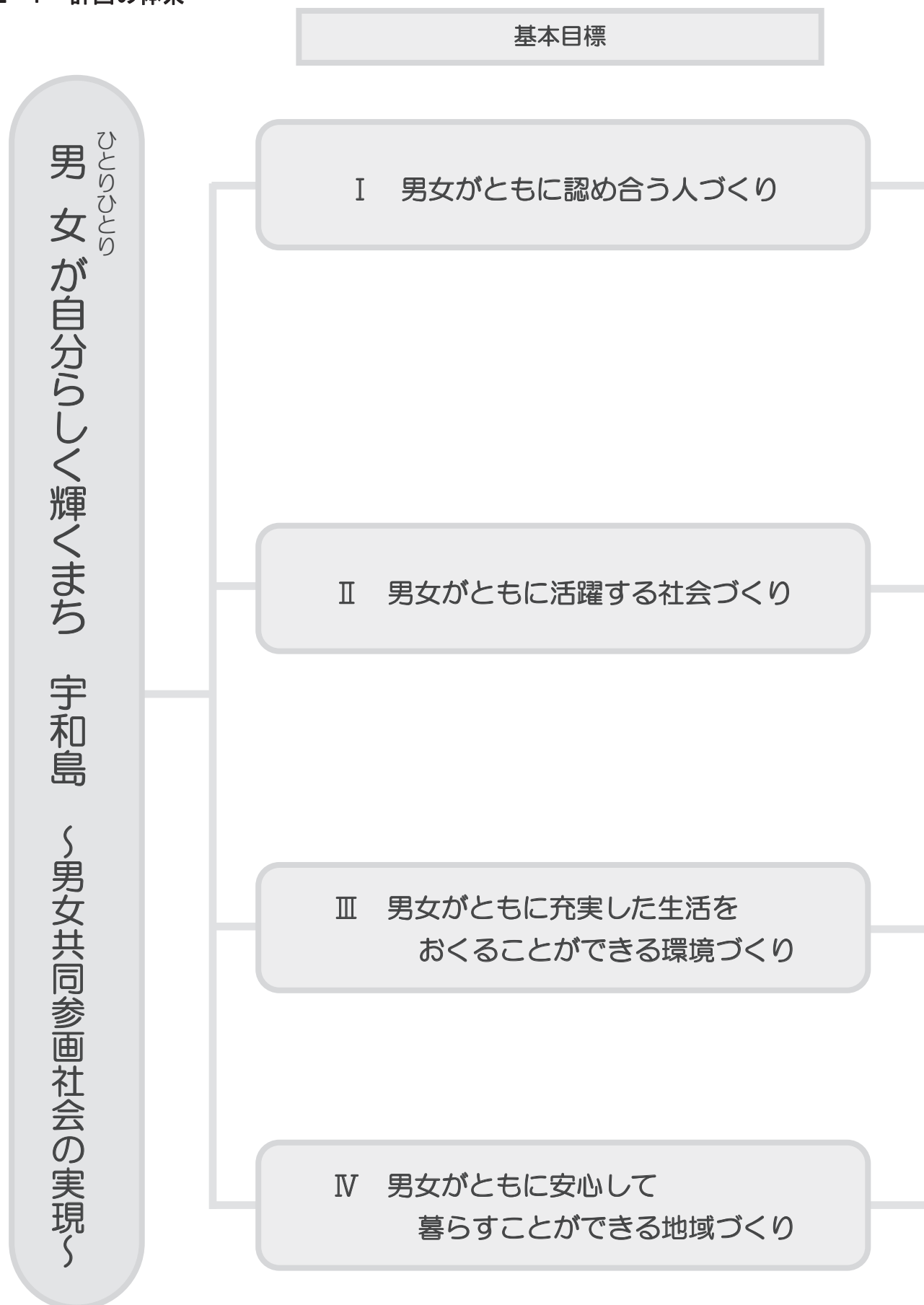
基本目標Ⅳ 男女がともに安心して暮らすことができる地域づくり

男女がともに充実した生活をおくり、ともに社会で活躍するためには、安心して暮らすことができる地域が基盤となります。

そのため、市民一人ひとりが、生涯にわたり健康な生活をおくることができるよう心と身体健康づくりを推進するとともに、年齢、性別、障害の有無などにかかわらず、誰もが自分らしくいきいきと、安心して生活できる地域づくりを推進します。

また、市民一人ひとりの意識を高め、あらゆる暴力を許さない社会づくりを推進します。

2-4 計画の体系





第2章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女がともに認め合う人づくり

推進方策1 広報・啓発の推進

男女が、社会のあらゆる分野に主体的に参画していくためには、市民一人ひとりの自らの意思に基づいた生き方の選択が尊重されなければなりません。

しかし、人々の意識には、長年にわたって形成されてきた性別に基づく固定的な役割分担意識が根強く存在し、社会の様々な場面で、男女の生き方の選択に影響をあたえてきました。また、社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って生まれてきたものではありませんが、男女共同参画社会の形成という新しい視点から見た場合、男女の社会における活動の選択に対して中立に機能しない場合があります。

市民一人ひとりの男女平等の意識を形成し、社会の制度や慣行が男女に対して及ぼす影響ができる限り中立的なものとなるよう、必要に応じて見直すことが求められています。

■□ 現状と課題 □■

すべての男女が個人として尊重され、あらゆる分野に主体的に参画していくためには、男女がお互いの人権を尊重し、社会の対等な構成員であることを認識し、認め合う意識を持つとともに、自らの参画する意識や能力を高めていくことが重要です。

しかしながら、男性・女性という性別を理由として、役割を固定的に分けてしまう『固定的な性別役割分担意識』は今も残っているため、あらゆる機会、媒体を活用して、男女共同参画に関する広報・啓発の充実を図るとともに、男女共同参画の理念が正しく理解されるよう、わかりやすい広報・啓発活動を進める必要があります。

さらに、男女共同参画社会の実現に向けた取組は、地域社会における社会通念や慣習・市民意識や世帯構成・就業構造などの実態を把握しながら進める必要があります。また、必要に応じて社会の制度や慣行を見直していくことも重要です。

■□ 施策の方向 □■

1. 男女共同参画についての広報・啓発活動の充実

- 各種広報紙やホームページ、講演会や研修会等あらゆる機会を通じて男女共同参画の理念や内容について啓発を行います。
- 男女共同参画を推進するための市の取組等について情報提供を行います。

2. 男女共同参画に関する情報の収集と調査・研究の推進

- 男女共同参画に関する問題解決のための継続的な調査研究等を進めます。

■□ 具体的施策 □■

1. 男女共同参画についての広報・啓発活動の充実

〔1〕男女共同参画セミナーの開催

男女共同参画社会への理解を広めるとともに、人材育成の場としてセミナーを開催します。また、セミナーへの男性の参加を促進します。

【生涯学習課】

〔2〕あらゆる機会における広報・啓発活動の充実

広報紙、市のホームページ、各種情報紙、啓発紙などあらゆる機会、媒体を活用して「宇和島市男女共同参画基本計画」などについて広報・啓発を進め、「男女共同参画社会」の理念や内容の普及・啓発に努めます。

【企画情報課・議会事務局】

2. 男女共同参画に関する情報の収集と調査・研究の推進

〔1〕情報の収集・発信の充実

男女共同参画に関する各種情報の収集・提供、調査等による市民意識の把握を行います。

【企画情報課】

〔2〕メディアにおける男女共同参画の推進

市の広報、刊行物、ホームページ等について、男女共同参画の視点をもった表現となるよう点検し、必要に応じて見直しを行います。また、刊行物等に関する表現についてガイドラインの作成を検討します。

【総務課】



■□ 数値目標・主な関連事業 □■

1. 男女共同参画についての広報・啓発活動の充実

【数値目標】

事業名称	現状（平成23年）	目標（平成29年）	担当課
生涯学習センターにおける男女共同参画セミナー	0 講座/年	1 講座/年	生涯学習課

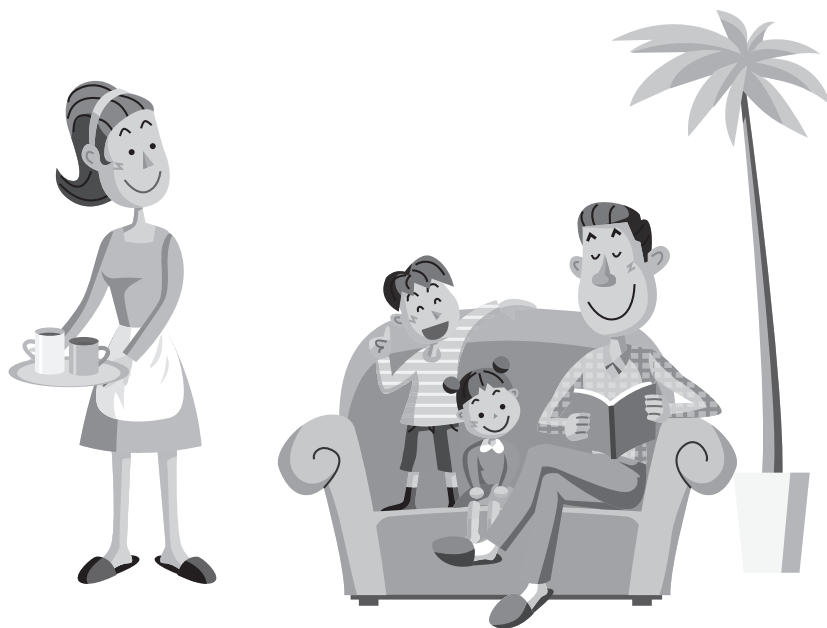
【その他の主な関連事業】

事業名称	担当課
男女共同参画に関する広報事業	企画情報課
「議会だより」への掲載	議会事務局

2. 男女共同参画に関する情報の収集と調査・研究の推進

【数値目標】

事業名称	現状（平成23年）	目標（平成29年）	担当課
広報事業への女性参画 （広報うわじま・HP作成等）	1 人/3 人	1 人/3 人	総務課



推進方策2 男女共同参画に関する教育・学習の推進

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが男女平等の意識を持ち、男女共同参画について正しく理解することが不可欠です。また、男女がともに自らの個性や能力を発揮し、社会に参画していくためには、一人ひとりが主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む教育が重要です。

そこで、男女共同参画の裾野を広げるよう男性やこれからの時代を担う子ども・若者世代に積極的にアプローチするために、学校教育及び家庭教育や職場、地域における様々な学習機会を通して、男女平等意識の形成を促し、男女共同参画に対する正確な理解を浸透させる必要があります。また、性別に基づく固定的な役割分担意識にとらわれることなく、思いやりと自立の意識、参画に必要な能力を育むための教育・学習を充実させるとともに、家庭生活の大切さについての認識を深めさせる指導を行うことが求められています。

■□ 現状と課題 □■

学校教育においては、個人の尊厳の尊重と男女平等、家庭生活の大切さなどについての指導を発達段階に応じて着実にを行うとともに、児童・生徒一人ひとりの個性を尊重しその能力を引き伸ばしていく指導を行うことが必要です。

さらに、社会に出た男女に対しても、様々な学習機会を通して、男女平等の理念と家庭生活の大切さについての認識を浸透させることが重要であり、特に教育に携わる者が男女共同参画の理念を十分理解することが必要です。

また、男女が各人の個性と能力を発揮し、あらゆる分野に参画するためには、生涯学習の振興が極めて重要です。そのため、学習活動のための施設開放を促進し、多様なニーズに対応した学習内容・機会を充実させて市民の学習活動への参加意欲を高めるとともに、学習成果の適切な評価を行っていくことが必要です。

■□ 施策の方向 □■

1. 家庭における男女平等に関する教育・学習の推進

- 男女が対等なパートナーシップの確立を図り、家事・育児・家庭教育等をともに担う家庭づくりを推進します。

2. 教育の場における男女平等に関する教育・学習の推進

- 就学前・就学期を通じての継続的な男女平等教育の実施と、一人ひとりの個性や能力の発揮を支援する男女平等意識に基づいた適切な指導の充実を図ります。

3. 地域における男女平等に関する学習の推進

- あらゆる学習の場と機会を通じて、男女平等についての学習情報の提供や啓発を図り、多様な個性の尊重される社会づくりを推進します。

■□ 具体的施策 □■

1. 家庭における男女平等に関する教育・学習の推進

〔1〕家庭教育に関する学習機会の提供

相手の人格と立場を理解、尊重し、助け合うような人間形成が図れるよう家庭教育に関する学習の機会を提供します。

【学校教育課・生涯学習課・人権啓発課】

2. 教育の場における男女平等に関する教育・学習の推進

〔1〕学校等における男女平等教育・啓発の推進

学校等において、人権の尊重、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどの教育を充実させます。また、児童生徒一人ひとりの特性に応じた生徒指導を行うことによりいじめや不登校の未然防止に努めます。

【福祉課・教育総務課・学校教育課・人権啓発課】

〔2〕多様な選択を可能にする教育の充実

子どもたちが将来の進路や仕事、家庭生活等について、性別にとらわれず主体的に多様な選択ができるよう、指導の充実を図ります。また、一人ひとりのニーズに合った特別支援教育の充実を図ります。

【教育総務課・学校教育課】

〔3〕学校等の運営における男女共同参画の推進

学校運営における男女の役割を見直すなど、男女共同参画を推進するとともに、これがPTA活動などにも浸透するよう努めます。

【教育総務課・学校教育課】

〔4〕教育関係者への研修の推進

教職員のさらなる資質・能力の向上を図るため男女共同参画にかかわる研修を充実します。

【学校教育課】

3. 地域における男女平等に関する学習の推進

〔1〕地域や事業所における男女共同参画の推進

自治会や事業所などが行う学習会や研修会へ職員や講師を派遣し、人権尊重や男女平等についての意識を高めるための啓発活動を行います。

【企画情報課・人権啓発課】

〔2〕多様な学習機会の提供

公民館をはじめとする社会教育施設が連携し、男女共同参画の視点に立った社会教育を推進するとともに、各種の生涯学習の機会を積極的に提供します。

【生涯学習課・人権啓発課】

〔3〕学習活動への参加促進

職業をもつ男女、育児中の女性等誰もが参加しやすいように、託児の充実や時間帯や場所の工夫に努めます。

【企画情報課・生涯学習課】

〔4〕メディア・リテラシー※2の向上

一人ひとりが、様々な情報について自ら考え判断できるよう、メディア・リテラシーの向上のための学習機会や各種情報を提供します。

【企画情報課・学校教育課】



用語解説

※2 メディア・リテラシー

メディアを主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じてコミュニケーションを創造する能力からなる複合的な能力のこと。

■□ 数値目標・主な関連事業 □■

1. 家庭における男女平等に関する教育・学習の推進

【数値目標】

事業名称	現状（平成23年）	目標（平成29年）	担当課
生きる力を育む教育活動推進事業 （事業を実施している小中学校割合）	93%	100%	学校教育課
家庭教育推進事業（地区公民館）	30 館	30 館（延べ 60 回）	生涯学習課
校区別人権・同和教育懇談会	2 回	4 回	人権啓発課

2. 教育の場における男女平等に関する教育・学習の推進

【数値目標】

事業名称	現状（平成23年）	目標（平成29年）	担当課
幼稚園運営における男女共同参画の 推進（実施している施設の割合）	87.5%	100%	教育総務課
豊かな心を育む教育活動推進事業 （事業を実施している小中学校割合）	97%	100%	学校教育課
進路指導推進事業 （事業を実施している小中学校割合）	86%	100%	学校教育課
開かれた学校づくり推進事業 （事業を実施している小中学校割合）	88%	100%	学校教育課
教職員の資質・能力の向上推進事業 （事業を実施している小中学校割合）	84%	100%	学校教育課

【その他の主な関連事業】

事業名称	担当課
就学前教育における啓発の推進	教育総務課 福祉課
特別支援教育推進事業	教育総務課 学校教育課
教職員人権・同和教育研修会（講演会）	人権啓発課

3. 地域における男女平等に関する学習の推進

【数値目標】

事業名称	現状（平成 23 年）	目標（平成 29 年）	担当課
男女共同参画出前講座	0 回	5 回	企画情報課
生きる力を育む教育活動推進事業 （事業を実施している小中学校割合）	85%	100%	学校教育課
生涯学習センターにおける男女共同 参画セミナー	0 講座/年	1 講座/年	生涯学習課
自治会別人権・同和問題学習会	34 回	35 回	人権啓発課
市民啓発事業 （差別をなくする市民のつどい）	1,400 人	1,500 人	人権啓発課

【その他の主な関連事業】

事業名称	担当課
臨時託児所設置事業	企画情報課
男女共同参画広報啓発事業	企画情報課
学習活動参加促進事業（生涯学習センター・地区公民館）	生涯学習課



基本目標Ⅱ 男女がともに活躍する社会づくり

推進方策1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

民主主義社会においては、構成員の意思が公正に反映されることが重要であり、そのためには、社会の対等な構成員である男女が、ともに政策・方針決定過程へ参画できる環境の整備が必要です。

また、少子・高齢化、国際化、高度情報化の進展等、社会経済の急速な変化に対応し、豊かで活力ある社会を築くためにも、男性だけでなく、女性も主体的に政策・方針決定の場に参画することで、政治、行政、経済、社会、文化などあらゆる分野において多様な視点や考えが確保されることが求められています。

■□ 現状と課題 □■

国においては、国会議員に占める女性の割合は上昇傾向にありつつも衆議院 10.9%、参議院 18.2%とまだまだ低い割合です（平成 22 年・「第 3 次男女共同参画基本計画」参考）。また、愛媛県においては、県議会議員 47 人中女性 2 人（4.3%）となっています（平成 24 年 3 月 19 日現在）。

本市の審議会や委員会等における女性の参画状況は審議会・委員会数 61 に対し、女性のいる審議会・委員会数は 43、委員総数 1,041 人に対し女性委員数は 189 人となっており、この参画率 18.2%は愛媛県下 11 市平均の 25.3%、全国の市区平均 33.8%を大きく下まわっています。（平成 23 年度内閣府男女共同参画局『地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況』参考）

市職員における女性管理職割合（課長相当職以上）は、一般行政職では 40 人中女性 1 人という現状です。市議会議員では議員 28 人中女性議員 1 人（女性割合 3.6%）であり、全国的にみても（全国の市区平均 13.2%）、また愛媛県下の他市と比べても宇和島市行政における政策・方針決定過程への女性の参画は進んでいません（表 1, 2）。

今後、公的な分野だけでなく、企業や団体地域活動の場などのあらゆる分野において、政策・方針決定過程への女性の参画を進めるためには、市が率先して進めることが必要です。

また、企業、各種機関、団体等に対して方針決定過程への女性の参画促進を呼びかけるとともに、積極的改善措置に自主的に取り組むことを奨励することが必要です。

さらに、政策・方針決定過程へ男女がともに参画することの重要性について、市民の意識の高揚を図るとともに、積極的に参画する意欲とそのための能力を持った女性の人材を育成することが必要です。

◆表1 愛媛県下11市における女性管理職〈課長相当職以上〉割合(平成23年4月1日時点)◆

市 名		管理職の在職状況					
		管理職 総数(人)	うち女性 管理職数 (人)	女性比率 (%)	うち一般行政職		
					管理職 総数(人)	うち女性 管理職数 (人)	女性比率 (%)
1	四国中央市	69	4	5.8	51	3	5.9
2	西予市	76	8	10.5	50	2	4.0
2	八幡浜市	28	2	7.1	25	1	4.0
4	新居浜市	120	8	6.7	83	3	3.6
5	伊予市	33	1	3.0	30	1	3.3
6	西条市	113	8	7.1	93	3	3.2
7	宇和島市	98	9	9.2	40	1	2.5
8	松山市	210	12	5.7	162	2	1.2
9	大洲市	57	2	3.5	54	0	0.0
9	今治市	107	0	0.0	87	0	0.0
9	東温市	37	3	8.1	28	0	0.0

【資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（平成23年度内閣府男女共同参画局）】

◆表2 愛媛県下11市の市議会における女性割合◆

(平成23年4月時点)

市 名	議員数 (人)	うち女性 (人)	女性比率 (%)
1 松山市	44	8	18.2
2 東温市	18	3	16.7
3 八幡浜市	19	3	15.8
4 四国中央市	27	4	14.8
5 新居浜市	28	4	14.3
6 西条市	29	3	10.3
7 大洲市	24	2	8.3
8 西予市	23	1	4.3
9 宇和島市	28	1	3.6
10 今治市	34	0	0.0
10 伊予市	21	0	0.0



■□ 施策の方向 □■

1. 市職員の能力開発・登用等の推進

- 行政分野においては、施策の対象及び施策の影響を受ける人の半分は女性であることから、女性の参画を拡大していくことが重要です。そこで、国が定めている「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的な地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」という目標を踏まえて、女性職員の採用、登用、職域拡大及び能力開発を一層推進し、市の政策・方針決定過程への参画拡大を図ります。

2. 各種審議会等における女性の参画促進

- 審議会等における政策・方針決定過程への女性の参画が促進されるよう、具体的に数値目標を定めて取り組みます。

3. 企業・地域団体等における女性の参画促進

- 能力や感性を発揮できる場を確保するため、女性を積極的に登用するよう企業や地域団体に対して啓発を行います。

4. 地域社会への男女の参画促進

- 地域の暮らしの改善に直接つながる分野でありながら、これまで女性の参画が少なかった防災や環境、地域おこしなどの分野への女性の参画を促進し、男女が共同して活力ある社会づくりを進めます。

5. 市政への関心の高揚

- 男女ともに宇和島市政への関心を高め、市民一人ひとりが参画する宇和島市政の実現を目指し取り組みます。

■□ 具体的施策 □■

1. 市職員の能力開発・登用等の推進

職員に能力向上、能力発揮の機会を提供し、性別にとらわれない適切な人材配置・登用に努めます。また、能力を活かしやすい環境づくりを進めます。特に、女性職員の登用、職域拡大及び能力開発に積極的かつ計画的に取り組めます。

【総務課・関係各課】

2. 各種審議会等における女性の参画促進

[1] 各種審議会における女性の参画促進

審議会等へ積極的に女性を登用するよう、全庁的に取り組み、女性のいない審議会等の解消に努めます。

【企画情報課・選挙管理委員会・関係各課】

〔2〕人材育成の充実

審議会等の委員をはじめ、政策・方針決定の場に参画できる女性の人材を育成するために必要な学習機会の充実を図るとともに、女性リーダーの育成に努めます。

【企画情報課】

3. 企業・地域団体等における女性の参画促進

〔1〕事業者等への女性登用の働きかけ

市内事業者や組合、各種団体等へ向けて、女性の登用促進のための広報・啓発、協力要請をしていきます。

【農林課・商工観光課】

〔2〕地域における政策・方針決定過程への女性の参画促進

自治会、地域活動組織等に対し、政策・方針決定の場へ女性の参画を促進するよう働きかけます。特に、女性にとってかわりが大きい防災（災害復興を含む。）やまちづくり、環境分野などにおいて、政策・方針決定の段階から女性が参画できるようさらに男女共同参画を推進します。

【企画情報課・危機管理課・生活環境課・商工観光課】

4. 地域社会への男女の参画促進

〔1〕地域社会での男女共同参画意識の啓発

地域における各種団体等において、性別にとらわれない参加を促進し、方針決定の場においても女性が主体的にかかわることの重要性などを啓発します。

【生涯学習課】

〔2〕男性の地域活動への参画促進

公民館等において、男性を対象とした趣味の講座や料理教室の開催、育児講座や介護教室などを開催するとともに、各種地域活動への参画促進を図ります。

【生涯学習課】

〔3〕コミュニティ活動の活性化と活動情報の提供

住民の相互扶助、ボランティア意識の高揚を図り、コミュニティ組織を育成・支援することにより、住民が自発的・主体的に参加・運営するコミュニティ活動の活性化を図ります。また、男女がともにコミュニティ活動に関心を持ち、積極的に参画できるよう、多様な地域活動の情報や参画機会の提供を行います。

【企画情報課・危機管理課・生活環境課・商工観光課・生涯学習課】

〔4〕コミュニティ施設の整備・充実

公共施設の開放等によりコミュニティ活動の場の提供に努めます。また、オンラインシステム化の充実に努め、施設を効率的に利用できるよう活用方法を検討するとともに、住民による自主的な管理・運営体制の強化を図ります。

【企画情報課・商工観光課・財政課】

〔5〕自主防災組織の育成

自治会単位での自主防災組織の育成に努めます。また、地域防災における女性の参画促進を図ります。

【危機管理課】

〔6〕男女共同参画推進団体等のネットワークづくりの推進

女性の人材情報を整備します。また、男女共同参画推進団体やグループの連携強化を図ります。

【企画情報課】

5. 市政への関心の高揚

〔1〕市民と行政との情報・意識の共有化

広報紙やホームページなどによる広報・啓発の充実を図るとともに、懇談会やタウンミーティングの開催をはじめとする広聴活動の一層の充実を図ります。また、個人情報の保護に留意しながら円滑な情報公開を推進します。

【総務課・関係各課】

〔2〕多様な分野における市民及び民間の参画・協働の促進

審議会・委員会の委員の一般公募やワークショップ※3、パブリックコメント※4の実施など、各種行政計画の策定・評価への市民参画・協働体制の充実を図り、政策形成過程からその評価・見直しまで、市民の参画・協働を促進します。

【総務課・関係各課】

〔3〕ホームページを利用した議会情報の発信

宇和島ケーブルテレビ（株）協力のもと、リアルタイムで議会の様子が見られるように、現在実施しているインターネットライブ中継を充実します。

【議会事務局】

〔4〕議会への関心の高揚

議場において、合唱などのミニコンサートや模擬議会など議場を活用したイベント等を開催することで、広く市民に開かれた議会、親しまれる議会を目指します。

【議会事務局】

用語解説

※3 ワークショップ [workshop]

「ワークショップ」の本来の意味は、「工房」「作業場」など、共同で何かを作る場所を意味している。しかし最近では問題解決やトレーニングの手法、学びと創造の手法としてこの言葉が使われる事が多く、様々な分野で「ワークショップ」が行われている。

一般的には、司会進行役の人が、参加者が自発的に作業をする環境を整え、参加者全員が体験するものとして運営することによって一方通行的な知や技術の伝達でなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあったり創り出したりする、双方向的な学びと創造のスタイルとされている。

※4 パブリックコメント [Public Comment]

意見公募手続。市町村などの行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、この案に対して広く市民や事業者等から意見や情報を提出していただく機会を設け、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うというもの。

■□ 数値目標・主な関連事業 □■

1. 市職員の能力開発・登用等の促進

【数値目標】

事業名称	現状（平成23年）	目標（平成29年）	担当課
女性市職員の管理職への登用の推進 （市の一般行政職における 課長補佐級以上に占める女性割合）	4.7%	5.0%	総務課

【その他の主な関連事業】

事業名称	担当課
市職員のスキルアップ研修への参加促進	総務課
計画的な人事異動の実施	総務課

2. 各種審議会等における女性の参画促進

【数値目標】

事業名称	現状（平成23年）	目標（平成29年）	担当課
審議会等における女性の参画促進 （審議会・委員会等における女性の割合）	18.2%	35%	企画情報課 関係各課
選挙時の投票立会人における女性参画促進	31.3%	38%	選挙管理委員会

【その他の主な関連事業】

事業名称	担当課
男女共同参画社会づくり活動補助金交付事業	企画情報課

3. 企業・地域団体等における女性の参画促進

【数値目標】

事業名称	現状（平成23年）	目標（平成29年）	担当課
地域審議会への女性の参画促進	33%	35% （審議会設置H27年度末まで）	企画情報課
廃棄物減量等推進員への女性の参画促進	17%	30%	生活環境課
宇和島市美化運動推進委員会への女性の参画促進	13%	25%	生活環境課

【その他の主な関連事業】

事業名称	担当課
国民保護協議会及び防災会議における女性委員の登用	危機管理課
まちづくり女性会議の設立	商工観光課

4. 地域社会への男女の参画促進

【数値目標】

事業名称	現状（平成 23 年）	目標（平成 29 年）	担当課
自治会単位での自主防災組織の育成	410 組織	500 組織	危機管理課
男性料理教室	2 館	30 館	生涯学習課 （地区公民館）
青少年健全育成振興事業	17,219 人	20,000 人	生涯学習課
議場を活用したイベント等の開催	0 回/年	1 回/年	議会事務局

【その他の主な関連事業】

事業名称	担当課
インターネットによる施設予約の推進	企画情報課
集会所改修補助事業	企画情報課
男女共同参画推進団体連携事業	企画情報課
市役所本庁・支所における空きスペースの有効活用	財政課
花いっぱい運動	生活環境課
交流拠点施設の女性の運営参画	商工観光課
意識啓発促進事業	生涯学習課
議会インターネットライブ中継	議会事務局

5. 市政への関心の高揚

【数値目標】

事業名称	現状（平成 23 年）	目標（平成 29 年）	担当課
ホームページへのアクセス件数	1,159 件/日	1,800 件/日	総務課
パブリックコメントを求めた件数	4 件/年	7 件/年	総務課
議場を活用したイベント等の開催	0 回/年	1 回/年	議会事務局

推進方策2 企業等における男女の均等な機会と待遇の確保

就労は、生活の経済的基盤を形成するものであるとともに、働くことによって達成感が得られ自己実現につながるものであり、男性にとっても女性にとってもきわめて重要な意味を持つ分野です。

また、少子・高齢化、国際化、高度情報化の進展等、社会経済の急速な変化に対応するため、労働力の確保と多様な人材の活躍による経済活動の活性化が急務となっています。

そのため、働いている男女が性別にかかわらずその能力を十分に発揮できるよう、就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保が求められています。

■□ 現状と課題 □■

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の福祉の増進と地位の向上を図ることを目的として昭和 61（1986）年に男女雇用機会均等法が施行されました。同法の平成 11（1999）年の改正で募集・採用、配置、昇進、退職など、雇用のあらゆる場で女性に対する差別が禁止されたのに続き、平成 18（2006）年の改正では、それまでの女性に対する差別の禁止が男女双方の差別の禁止に拡大され、妊娠・出産などを理由に不利益な取扱いをすることも禁止されました。このように、就労にかかわる法律や制度は大きく変化し、企業における雇用環境も改善されつつあります。

しかし、依然として、実質的な均等の確保が実現していない現状も見受けられます。

今後、就労の場において、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働基準法等が遵守され、雇用機会や待遇などの面で実質的な男女間格差が解消されるよう、企業や就労者に向けて積極的に啓発を進めて行くことが大切です。

さらに、企業における女性の能力発揮のための積極的取り組みが促進されるよう普及啓発を図ることが必要です。

また、女性が妊娠・出産等により不利益を受ける等、性別によって差別されることなく、かつ母性を尊重され、充実した職業生活を営むことができるよう雇用環境を整備することも必要です。

■□ 施策の方向 □■

1. 企業等における男女の均等な機会と待遇の確保の推進

- 労働基準法や男女雇用機会均等法などの関係法制度の周知を図り、非正規雇用を含めたすべての就労者が働きやすく、公正に処遇される職場環境づくりを推進します。

2. 母性健康管理対策の推進

- 職場において女性が母性を尊重され、働きながら安心して子どもを産むことができる条件の整備を促進します。

3. 市役所や市関連施設などにおける男女共同参画の推進

- 宇和島市の企業等において男女の均等な機会と待遇の確保を推進するために、事業所としての市が民間企業等の先導的役割を果たせるよう、市役所や市関連施設などの各職場において、率先して男女共同参画に関する各種取組を推進します。

■□ 具体的施策 □■

1. 企業等における男女の均等な機会と待遇の確保の推進

〔1〕就業環境の整備

男女の平等な雇用や家庭・地域社会生活との両立などを支援する就業環境の整備について、関係機関、事業所へ働きかけます。

【商工観光課・病院局】

〔2〕雇用機会の確保と雇用の促進

優良企業の立地促進、セミナー・研修会の開催等を通じた産業開発・起業の支援、商店街におけるコミュニティ・ビジネスの育成をはじめ、各種産業振興施策を推進し、雇用機会の確保・拡充に努めます。また、男女雇用機会均等法の趣旨の普及、シルバー人材センターの充実支援、企業等への啓発等を通じ、女性や高齢者、障害者の雇用促進に努めます。

【企画情報課・高齢者福祉課・商工観光課】

〔3〕男女雇用機会均等法等について事業所への啓発

男女雇用機会均等法やパートタイム労働法※⁵、育児・介護休業法など労働に関する各種法律について事業所や団体等へ啓発を行います。また、出産・育児のために一度離職した場合の再就職についても、事業所への啓発に努めます。

【農林課・商工観光課・水産課】

〔4〕男女雇用機会均等法等について市民への啓発

男女雇用機会均等法やパートタイム労働法、育児・介護休業法など労働に関する各種法律について、機会をとらえて市民へ啓発を行います。

【企画情報課】

〔5〕企業等における男女平等教育・啓発の推進

企業内研修への講師派遣や研修材料としての啓発リーフレットの作成・配布を行います。

【企画情報課・商工観光課】

〔6〕労働に関する相談や苦情への対応

あらゆる雇用形態の労働者に対して、職場における労働条件や労働環境等に関する相談・苦情窓口について情報提供を行います。

【企画情報課】

用語解説

※5 パートタイム労働法

「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」。パートタイム労働者の福利厚生の実施その他の雇用管理の改善に関する措置、職業能力の開発・向上に関する措置などを講じることによって、パートタイム労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、その福祉を増進するために、平成5年に施行された。

〔7〕セクシュアル・ハラスメント※6の防止

広報紙、ホームページによる意識啓発、セミナーの開催による事業者や男女労働者に対する啓発や情報提供を行います。

【企画情報課】

〔8〕セクシュアル・ハラスメントの相談対応

セクシュアル・ハラスメントの被害者を支援するため、相談窓口について情報提供を行います。

【企画情報課】

〔9〕男女どちらかの性の進出が遅れている分野への参画促進

女性の進出が遅れている場合のみでなく、男性の進出が遅れている分野についても、情報提供や啓発に努め参画を促進します。

【企画情報課】

〔10〕市の契約手法の検討

市が発注する工事や購入する物品等において、契約相手となる企業等の男女共同参画の推進への取組状況（男女雇用機会均等法やパートタイム労働法などの遵守やポジティブ・アクション〈積極的改善措置〉、ワーク・ライフ・バランス〈仕事と生活の調和〉の推進など）の評価について、その可能性を検討します。

【財政課】

2. 母性健康管理対策の推進

〔1〕女性就労者の健康管理の啓発

妊娠中、出産後の女性労働者の健康管理、母性保護を図るため、啓発に努めます。

【企画情報課・商工観光課】

3. 市役所や市関連施設などにおける男女共同参画の推進

〔1〕市職員への啓発

各種職員研修等の中で、男女共同参画に関する研修を実施します。

【企画情報課】

〔2〕働きやすい環境づくりとセクシュアル・ハラスメントの防止

男女ともに働きやすい就労環境の整備を行います。また、セクシュアル・ハラスメントの発生防止と被害相談への対応を充実します。

【総務課・選挙管理委員会・病院局】

用語解説

※6 セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した、性的な性質の言動を行い、それによって仕事などを遂行する上で一定の不利益を被らせたり、それを繰り返したりすることによって就業環境や学業環境などを著しく悪化させること。今日では、男性から女性に対するものだけではなく、女性から男性へ、あるいは同性間での性的いやがらせも、セクシュアル・ハラスメントとみなされる。

セクシュアル・ハラスメントは、「対価型セクハラ（地位、立場、権限を利用してなされた意に反する性的な言動を拒否したことにより、言動の相手方が解雇や降格、不利益な配置転換、減給などの不利益を受けること）」と「環境型セクハラ（意に反する性的な言動によって、就業環境、学習環境が悪化したために、言動を受けた相手方の就業・学習意欲が低下した、あるいは業務に専念できないなど、能力の発揮に悪影響が生じること）」の2つに分類される。すべての場合に共通していることは、問題となった行為がそれを受けた側にとって、「意に反する性的な言動」であるということ。

■□ 数値目標・主な関連事業 □■

1. 企業等における男女の均等な機会と待遇の確保の推進

【数値目標】

事業名称	現状（平成23年）	目標（平成29年）	担当課
男女共同参画出前講座	0回/年	5回/年	企画情報課

【その他の主な関連事業】

事業名称	担当課
男女共同参画広報啓発事業	企画情報課
入札（見積）参加資格業者登録への反映の検討	財政課
シルバー人材センター充実支援	高齢者福祉課
団体を通じ、農林業従事者への啓発	農林課 水産課
商工会議所、商工会を通じての事業所等への啓発	商工観光課
地域提案型雇用創造促進事業（セミナーの開催）	商工観光課
院内保育所の運営	病院局

2. 母性健康管理対策の推進

【主な関連事業】

事業名称	担当課
男女共同参画広報啓発事業	企画情報課
商工会議所、商工会を通じての事業所等への啓発	商工観光課



3. 市役所や市関連施設などにおける男女共同参画の推進

【数値目標】

事業名称	現状（平成 23 年）	目標（平成 29 年）	担当課
選挙時の開票作業における女性参画促進	8.4%	10%	選挙管理委員会

【その他の主な関連事業】

事業名称	担当課
市職員男女共同参画研修会	企画情報課
市職員のセクハラ被害相談への対応のマニュアル化	総務課
セクハラ相談窓口設置	総務課
病院局における各施設へのセクハラ相談窓口	病院局



推進方策3 活力ある地域に向けた男女共同参画の確立

豊かで活力ある地域社会を築くためには、意欲と能力のある人が、性別にかかわらず地域の様々な分野において活躍することが必要です。

そのため、農林水産業・商工自営業において、女性が自らの人生を自主的に設計し、その貢献に見合う評価を受け、自信と充実感を持って暮らし、対等なパートナーとして男性とともに経営等の活動に参画できる環境が求められています。

また、新たな価値観や発想を地域経済の活性化に活かすため、意欲と能力のある女性が、起業や再就職にチャレンジできる環境整備が求められています。

■□ 現状と課題 □■

農林水産業・商工自営業は、家族経営によって支えられている場合が多く、労働時間と生活時間を明確に区別しにくい状況や家族各人への報酬を規定していない状況があります。

一方、育児・介護等を理由に離職した人の再就職は、離職期間が長期にわたる場合が多いことや、職種によっては職業能力の維持が難しいこと、本人の希望する職種や就業条件と人材ニーズが一致しないなど、困難な状況があります。

家族経営による農林水産業、商工業などにおいて、男女が対等なパートナーとして経営に参画し、貢献に見合う評価を受けることができるよう、家族経営協定の普及を図るとともに、家庭や地域社会に残る性別による固定的な役割分担意識とそれを反映した慣習・慣行を見直すための啓発の充実を図ることが必要です。

また、出産、育児や介護等を理由としていったん仕事を辞めた女性に対し、再就職や起業のための情報提供、相談会などを行うとともに、就業や経営の能力開発を支援することが必要です。

■□ 施策の方向 □■

1. 農林水産業、商工業などの自営業における男女共同参画の推進

- 就労環境や労働条件改善に向けた取組への支援を行います。
- 経営管理に関する学習会や研修会等を通じて、生産・加工の技術力や経営能力向上のための支援や情報の提供を促進します。

2. 再就職や起業活動などへのチャレンジ支援

- 結婚、出産・育児、介護などの事情により一時期仕事を離れていた女性の再就職や起業、能力向上について、関係機関と連携したセミナーの開催や情報提供などを支援します。

■□ 具体的施策 □■

1. 農林水産業、商工業などの自営業における男女共同参画の推進

〔1〕 農林水産業、商工業など自営業における男女共同参画の推進

農林水産業、自営業に従事する女性の生活時間や労働状況等について実態の把握

に努め、就労環境改善に向けた意識啓発を行います。

【農林課】

〔2〕 農業委員会等への参画支援

農業委員等への女性の参画を促進します。また、関係団体等へ女性役員の登用促進を啓発します。

【農業委員会】

〔3〕 家族経営協定の推進

家族間の役割分担や労働条件などを明確にした家族経営協定締結の啓発と普及に努めます。

【農林課・農業委員会】

〔4〕 経営能力向上のための支援

生産技術の向上や農産物・加工品の販売など、女性の農業経営や自営業への参画を促進するため、技術や経営に関する学習会開催や情報提供を行います。

【企画情報課・産業経済部各課】

〔5〕 快適に働くための条件整備

女性が安全で快適に就労できるようにするため、農林水産業における作業の安全の推進、労働軽減技術の導入、労働環境の整備・点検等、環境整備を推進します。また、各種ヘルパースステムの充実に努めます。

【農林課】

〔6〕 都市と交流・共生する農山漁村づくり

都市住民や消費者との交流の促進、観光との連携、農地の有効活用の視点に立ち、農山漁村の活性化とビジネスチャンスのサポートを行います。

【商工観光課】

2. 再就職や起業活動などへのチャレンジ支援

〔1〕 起業活動の支援

農山漁村の女性の知識・技術の向上を図り、商品の研究・開発・販売など起業に向けた活動を支援します。

【産業経済部各課】

〔2〕 女性の職業能力開発のための支援

女性の職業能力を高めるための学習機会の充実に努めます。また、職業訓練施設や資格取得のための講座について情報提供を行います。

【商工観光課】

〔3〕 起業家育成のための情報提供

起業を目指す女性に対して、情報提供や経営能力向上のための講座、相談会等を開催します。

【商工観光課】

〔4〕 再就職への支援

ハローワークと連携し、職業紹介、就業情報の提供に努めます。また、再就職に役立つ知識や技術を身につける機会の提供に努めます。

【商工観光課】

■□ 数値目標・主な関連事業 □■

1. 農林水産業、商工業などの自営業における男女共同参画の推進

【数値目標】

事業名称	現状（平成23年）	目標（平成29年）	担当課
農業委員への女性の参画促進	3人	4人	農業委員会

【その他の主な関連事業】

事業名称	担当課
高速インターネットの普及促進（地域情報化推進事業）	企画情報課
宇和島市生活研究協議会の活動支援	農林課
家族経営協定締結の支援	農林課 農業委員会
有用貝類・海藻類試験研究事業（特産品の開発）	水産課
農林漁業振興事業資金利子補給事業（経営体制の強化）	水産課
宇和島地域ブランド化事業	商工観光課
シーカヤック関連整備事業	商工観光課
生産者と販売従事者の連携支援、販売促進	産業経済部各課

2. 再就職や起業活動などへのチャレンジ支援

【主な関連事業】

事業名称	担当課
地域提案型雇用創造促進事業（セミナーの開催）	商工観光課



推進方策4 国際交流・協力の推進

近年、政治・経済・文化等のあらゆる分野で情報化及び地球規模化が急速に進展し、国際社会の動向が直接、また間接に私たちに影響を及ぼしています。男女共同参画社会の形成に向けた取組についても例外ではなく、国際社会における取組の動向、成果及び経験を活用して進められる必要があります。

そのため、国際社会における様々な取組を理解し男女共同参画社会についての意識を高めるとともに、国際交流を通じて相互理解や友好親善を深めることが求められています。

■□ 現状と課題 □■

政治、就労、家庭、地域等の各分野で世界の女性が直面している問題には共通する部分も多く、男女共同参画の実現は世界共通の課題であることから、その形成に向けた我が国の取組は、国際社会における様々な取組と密接な関係を持ち進められてきました。

平成7（1995）年の第4回世界女性会議において、女性の地位向上にあたり「平等・開発・平和」の三つの目標が不可欠であり、一体として機能するものであることが改めて確認され、「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。その後、平成12（2000）年の国連特別総会女性2000年会議においては「行動綱領」の達成状況が評価され、今後の行動目標が成果文書として採択、平成17（2005）年の「北京+10」第49回国連婦人の地位委員会（ニューヨーク）においては、「行動綱領」と「成果文書」の実施状況の評価・見直しとその完全実施に向けた取組の必要性が確認されました。

あらゆる分野における地球規模化の進展に対応するためには、身近な場での国際交流等を通じて、相互理解や友好親善を深めることが重要です。

また、男女共同参画の実現に向けた国際的な方針や取組、国際条約や国際会議の内容などについて理解を深めることが必要です。

そして、国際交流を通してそれぞれの地域の文化や生活様式などを知り、国際認識や国際感覚を養い、相互理解や友好親善を深めることが重要であり、その経験を本市の男女共同参画社会づくりに活かすことが必要です。

■□ 施策の方向 □■

1. 国際交流の充実及び国際感覚の向上

- 異文化理解や国際交流に取り組み、多文化共生の社会づくりを推進します。
- 国際的な男女共同参画に関する取組の情報を収集・提供します。

■□ 具体的施策 □■

1. 国際交流の充実及び国際感覚の向上

〔1〕国際ボランティア養成講座の開催

国際化時代に対応する知識と能力を習得するための講座等を開催し、異文化を理解する機会の提供を図ります。

【総務課】

〔2〕国際交流の充実

国際交流団体や住民との連携を深め、国際化に対応した地域づくりの活性化を図ります。

【総務課・生涯学習課】

〔3〕国際社会の動向の情報収集

男女共同参画に関連した国際社会の動向についての情報収集と提供に努めます。

【企画情報課】

■□ 数値目標・主な関連事業 □■

1. 国際交流の充実及び国際感覚の向上

【数値目標】

事業名称	現状（平成23年）	目標（平成29年）	担当課
中国象山県との交流事業 （中国語講座開催事業）	66人	70人	総務課

【その他の主な関連事業】

事業名称	担当課
ハワイ交流事業	総務課
日韓友好支援事業	生涯学習課



基本目標Ⅲ 男女がともに充実した生活をおくることができる環境づくり

推進方策1 職業生活と家庭・地域生活のバランスのとれた参画支援

少子・高齢化、人口減少、グローバル化を始めとする時代の大きな変化の中で、地域経済社会の持続可能な発展のためには、男女一人ひとりが、職場、家庭、地域社会などでの責任を果たしながら、多様な活動に従事でき、自らの能力を十分に発揮し豊かさを実感できる社会の実現が必要です。

そのためには、男女一人ひとりが人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活など、様々な活動を自ら希望するバランスで展開できるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を可能にする環境づくりが重要です。

各人が仕事とそれ以外の多様な活動に自分の希望するバランスで参画していくことにより、個人の生活の充実と仕事の充実に好循環が生まれ、その結果、個々の企業や組織の活動の活性化、経済社会の活力向上がもたらされます。

その実現のためには、働き方の見直しや、個人の多様な選択を可能にする支援・サービスの充実等が必要であり、市民一人ひとりはもちろん、企業等を含めた社会全体において、ワーク・ライフ・バランスの意義を認識し、条件整備を進めることが求められています。

■□ 現状と課題 □■

家庭生活については本来男女がともに責任を担うべきですが、現実には家事・育児・介護等の多くを女性が担う状況があり、一方男性においては、育児などの家庭生活に主体的に参画したいという希望を持っているものの、実際には仕事優先の社会や職場の風潮の中で困難な状況があります。

男女がともに仕事と仕事以外の生活を両立し、希望する形で家庭や地域社会にかかわることができるよう、企業や市民に向けて、「ワーク・ライフ・バランス」の意義や重要性、働き方の見直しに関する啓発・情報提供を推進することが必要です。

また、家庭生活において男女がともに責任を果たすことができるよう、性別による固定的な役割分担意識を必要に応じて見直すための広報・啓発、学習機会を充実させるとともに、男性の家庭生活への積極的な参画を支援する環境整備が必要です。

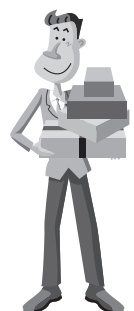
■□ 施策の方向 □■

1. 働き方の見直しの促進

- 職業生活優先の意識や職場環境の改革を企業や市民へ働きかけます。
- 在宅勤務や短時間勤務等、新しい就業形態の普及促進を図ります。

2. 家庭生活における男女共同参画の推進

- 家庭における男女共同参画推進に向けた意識啓発を図ります。
- 男性の家事・育児・介護等への参画を促進します。



■□ 具体的施策 □■

1. 働き方の見直しの促進

〔1〕事業所に対する働き方の見直しの意識啓発

職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等の解消のための意識啓発に努めます。

【企画情報課・商工観光課】

〔2〕労働時間短縮等の促進

仕事優先の企業風土を見直すため、労働時間短縮や柔軟な勤務形態の普及に向けて啓発を促進します。

【総務課・企画情報課・商工観光課】

〔3〕在宅勤務等、新しい就業形態等の推進

育児期等にある男女の多様な就業形態を支援するため、在宅勤務やテレワークなどによる就業を啓発します。

【総務課・企画情報課・商工観光課】

〔4〕子育てを促進する職場環境の整備

育児休業制度の利用しやすい環境づくり、子育て家庭を理解し、見守る職場環境づくりに努めるよう、企業などに対して働きかけます。

【企画情報課・商工観光課】

2. 家庭生活における男女共同参画の推進

〔1〕家庭での男女共同参画に関する意識啓発

各種講座や研修会などの学習機会、広報紙、市のホームページ、その他各種情報紙、啓発紙など、あらゆる機会や手段を活用して、家庭での男女共同参画推進に向けた意識啓発を行います。

【企画情報課・生涯学習課】

〔2〕男女共同参画による子育ての促進

保育所（園）・地域子育て支援センター・幼稚園・小学校などの情報提供機能を活用し、父親の子育て参加に対する意識啓発を促進していきます。

【福祉課・教育総務課・学校教育課】

〔3〕男性の家事・育児等への参画促進

男性を対象とした料理教室、育児講座、介護講座などを開催し、男性の家事・育児等への参画を促進します。

【保険健康課・生涯学習課】

■□ 数値目標・主な関連事業 □■

1. 働き方の見直しの促進

【数値目標】

事業名称	現状（平成 23 年）	目標（平成 29 年）	担当課
市職員の年次有給休暇の取得促進	10 日 2 時間	1 人平均 10 日以上	総務課
市職員の時間外勤務時間の削減	—	年間上限 360 時間	総務課

【その他の主な関連事業】

事業名称	担当課
市職員への休業・休暇制度の周知、環境整備	総務課
市職員への短時間勤務制度の導入	総務課
男女共同参画広報啓発事業	企画情報課
地域情報化推進事業（高速インターネットの普及促進）	企画情報課
商工会議所、商工会を通じての事業所等への啓発	商工観光課

2. 家庭生活における男女共同参画の推進

【数値目標】

事業名称	現状（平成 23 年）	目標（平成 29 年）	担当課
保育所・子育て支援センター事業	5 箇所	6 箇所	福祉課
おやじの会推進事業 （事業を実施している小中学校割合）	73%	100%	学校教育課
男性料理教室	2 館	30 館	生涯学習課 （地区公民館）

【その他の主な関連事業】

事業名称	担当課
男女共同参画広報啓発事業	企画情報課
両親学級	保険健康課
幼稚園の情報機能の活用による意識の見直し	教育総務課
意識啓発促進事業	生涯学習課

推進方策2 育児期・介護期における環境の整備

男女がともに様々な分野において自らの能力を発揮し活躍するためには、育児や家族の介護を男女がともに担うとともに、社会全体で支援することが必要です。

そのため、男女がともに協力して育児・介護等と仕事などの活動を両立し、安心して育児や介護を行うことができるよう、職場と地域の環境を整備することが求められています。

■□ 現状と課題 □■

育児・介護休業法の改正により、平成17（2005）年から、育児・介護休業の対象労働者が一定の範囲の期間雇用者に拡大されたほか、育児休業期間の延長、介護休業の要介護状態ごとの複数回取得、子どもの看護休暇の取得も可能となりました。しかし、現実には事業所により育児休業・介護休業制度が十分に機能していない状況があります。

また、高齢化社会の到来を受け、平成12（2000）年に社会全体で介護を支えていく介護保険制度がスタートしましたが、介護保険サービスを利用しつつも、家庭での介護は女性への負担が大きい現状があります。

男女が、育児・介護と仕事などのその他の活動を両立するために、育児休業・介護休業制度等の市民への周知徹底を図るとともに、企業における定着を働きかけることが必要です。

また、多様なニーズに対応する保育サービスや子育てに関する相談等、すべての子育て家庭への支援の充実を図るとともに、介護の負担が要介護者の家族、とりわけ女性に集中することのないよう、介護保険サービスの充実を図る必要があります。

■□ 施策の方向 □■

1. 子育て支援の充実

- 育児休業等の制度の普及促進を図ります。
- 子育て支援サービスの充実を図ります。

2. 介護支援の充実

- 介護休業等の制度の普及促進を図ります。
- 介護支援サービスの充実を図ります。



■□ 具体的施策 □■

1. 子育て支援の充実

〔1〕育児休業制度の促進

男性を含めた育児休業の取得促進について、関係機関と連携をしながら、制度の定着活用を進めます。

【総務課・商工観光課】

〔2〕子ども看護休暇制度の啓発

子どもの看護のための休暇制度普及の啓発に努めます。

【総務課・商工観光課】

〔3〕 男性の育児休業取得に向けた意識啓発

各種講座や研修会などの学習機会や、広報紙、市のホームページ、その他各種情報紙、啓発紙など、あらゆる機会や手段を活用し、男性の育児休業取得に向けた意識啓発を行います。

【福祉課】

〔4〕 育児支援サービスの利用促進

各種保育サービスや地域支援体制など支援サービスや制度について周知に努め、公的サービスの利用を促進します。

【福祉課】

〔5〕 延長保育の充実

開園時間を超える保育ニーズに対応するため、延長保育を充実します。

【福祉課】

〔6〕 休日保育の充実

保護者の日曜・祝日の勤務などの理由によって保育ができない場合の対応を充実します。

【福祉課】

〔7〕 特定保育の実施

就労形態等の多様化に伴い、家庭での保育が一時的に困難となる場合など、様々な保育ニーズに対応するため、週 2,3 回程度、また、午前か午後のみなどの柔軟な保育事業を実施します。

【福祉課】

〔8〕 病後児保育の充実（施設型）

現在、実施されている病後児保育に対して支援を行い、保護者の就労などにより、病気回復期に家庭での保育が困難な乳幼児の保育を充実します。

【福祉課】

〔9〕 一時保育の充実

保護者の就労形態の多様化や、疾病等の緊急時に対応するため、また、保護者の心理的・肉体的負担の解消を図るためにも、一時保育を充実します。

【福祉課】

〔10〕 パソコンネットワークの構築

地域内における保育サービスに関するパソコンネットワークを構築し、病後児保育・一時保育・認可外保育施設などの空き状況の情報を提供します。

【福祉課】

〔11〕 放課後子どもプランの充実

地域の実情にあわせて子育て支援を充実させるため、小学生の放課後の居場所を確保する放課後子どもプランを充実します。

【福祉課・生涯学習課】

〔12〕 地域子育て支援センター事業への支援充実

現在行われている地域子育て支援センター事業に対して、連絡及び連携を図るための支援を充実します。また、休日開所型地域子育て支援センターを設置し、保護

者の育児相談、保育サービスの利用相談に対して、休日も対応できる体制を整備します。

【福祉課】

[13] ファミリー・サポート・センター事業の実施

子育て中の保護者が急な仕事や用事などにより、子どもの世話ができないとき、一時的に地域住民が相互協力をしながら、子育ての手助けを行います。

【福祉課】

[14] 児童館設置の検討

地域において健全な子どもを育成し、情報交換やふれあいの場を提供していくために、児童館の設置を検討します。

【福祉課】

[15] 育児支援等各種の情報提供

育児休業取得者、育児を行う就業者に対する育児支援等の、国・県の関係諸施策や各種制度の広報・情報提供に努め、関係団体と連携して啓発に努めます。

【福祉課】

[16] 乳幼児・児童を持つ家庭への各種手当・医療費の助成

児童手当をはじめとする各種手当の支給や医療費の助成を行い、乳幼児・児童を養育している家庭の福祉の増進を図ります。

【福祉課】

[17] ひとり親家庭への各種手当・医療費の助成

児童扶養手当をはじめとする各種手当の支給や医療費の助成を行い、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。

【福祉課】

[18] ひとり親家庭への相談・支援活動の充実

ひとり親家庭に対して、民生児童委員、主任児童委員等との連携を図りながら、生活一般及び自立生活に必要な相談・支援活動を充実させていきます。

【福祉課】

[19] ひとり親家庭への就労支援

ひとり親家庭の社会的、経済的自立を推進していくために、国や県と連携を取りながら推進します。

【福祉課】

[20] 子育て意識の啓発

思春期から生命の尊さや親となる喜びを学ぶ機会の充実を図り、子育てに喜びを感じる社会づくりに努めます。また、結婚や子どもを生み育てることの意義や、社会全体で子育てを支える必要性などについて、広く市民の意識を高めるため、各種の啓発活動を推進します。

【福祉課・学校教育課】

[21] 子育てを支援する環境整備

子育てを支援する良質な住宅、居住環境及び道路交通環境の整備、また妊婦や子ども、子ども連れの人などにやさしいまちづくりに努めます。

【建設課・都市整備課・建築住宅課】

[22] 地域交流の推進

様々な世代間の交流や中高生による体験学習、郷土芸能の伝承活動、保育所・幼稚園・小学校・中学校の連携など、地域・学校・家庭での交流を促進します。

【福祉課・教育総務課・学校教育課・生涯学習課】

2. 介護支援の充実

[1] 介護休業制度の促進

男性を含めた介護休業の取得促進について、関係機関と連携をしながら、制度の定着活用を進めます。

【総務課・産業経済部各課】

[2] 介護支援の充実

関係機関と連携を図りながら、介護期にある家族・被介護者への支援の充実に努めます。

【高齢者福祉課・病院局】



■□ 数値目標・主な関連事業 □■

1. 子育て支援の充実

【数値目標】

事業名称	現状（平成23年）	目標（平成29年）	担当課
市職員の育児休業等取得率の向上 （少子化・子育て支援）	男性 2.9%、女性 100%	男性 10%、女性 100%	総務課
延長保育の充実	6 箇所	9 箇所	福祉課
病後児保育の充実（施設型）	1 箇所	2 箇所	福祉課
学童保育の充実	9 箇所	10 箇所	福祉課
児童館設置の検討	0 箇所	1 箇所	福祉課
歩道の切下げ及び点字ブロックの設置等	20%	22%	建設課
公営住宅整備事業（バリアフリー型公営住宅数の拡大）	56 戸	128 戸	建築住宅課
健康衛生推進事業 （事業を実施している小中学校割合）	78%	100%	学校教育課
豊かな人間性育成推進事業 （事業を実施している小中学校割合）	87%	100%	学校教育課
放課後子ども教室推進事業	10 箇所	10 箇所（事業拡充）	生涯学習課

【その他の主な関連事業】

事業名称	担当課
市職員の仕事と子育ての両立等についての相談受付	総務課
市職員への子どもの看護休暇等の特別休暇の周知と取得の促進	総務課
「えひめの保育」等を通じた情報提供・意識啓発	福祉課
保育サービスネットワーク事業	福祉課
休日保育の充実	福祉課
特定保育の実施	福祉課
一時保育の充実	福祉課
地域子育て支援センター事業	福祉課

【その他の主な関連事業】（※前頁の表より継続）

事業名称	担当課
ファミリー・サポート・センター事業	福祉課
乳幼児医療費助成・児童手当	福祉課
母子家庭医療費助成・児童扶養手当	福祉課
家庭・児童相談室（相談員3人）	福祉課
母子自立支援事業	福祉課
子育て支援広報啓発事業	福祉課
保育所地域交流事業	福祉課
商工会議所、商工会を通じての事業所等への啓発	商工観光課
都市公園における移動等円滑化への対応	都市整備課
幼稚園における地域交流	教育総務課
地域交流推進事業	生涯学習課

2. 介護支援の充実

【主な関連事業】

事業名称	担当課
市職員への休業・休暇制度の周知、環境整備	総務課
家族介護支援事業（介護用品支給事業）	高齢者福祉課
在宅老人等介護手当事業	高齢者福祉課
地域自立生活支援事業 （行程者見守り配食事業（週3回以内配食、安否確認））	高齢者福祉課
商工会議所、商工会を通じての事業所等への啓発	商工観光課

基本目標Ⅳ 男女がともに安心して暮らすことができる地域づくり

推進方策1 あらゆる暴力の根絶

男女共同参画社会の形成についての基本理念の一つとして、「男女の人権の尊重」が掲げられています。暴力は、その対象の性別、年代、障害の有無、社会的状況、あるいは加害者、被害者の間柄を問わず重大な人権侵害であり、どのような場合であっても決して許されるものではありません。

そのため、男女間の暴力や児童、高齢者、障害者等の社会的弱者への虐待、外国人労働者に対する暴力や人身取引等、あらゆる暴力の予防と根絶の基盤づくりとともに、暴力の形態に応じた幅広い被害者支援に向けた取組が求められています。

■□ 現状と課題 □■

少子・高齢化、グローバル化、高度情報化の進展等、社会経済の急速な変化の中で、配偶者等からの暴力※7、児童虐待、高齢者や障害者への虐待、外国人就労者に対する差別や暴力、犯罪被害者への人権問題等、様々な場面において、人々の人権が暴力により著しく侵害されている状況があります。

配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春、ストーカー行為など、性別に起因する暴力はその被害者の多くが女性であり、男女の固定的な役割分担や経済力格差、上下関係など男女の置かれている状況に根ざした問題です。これらの暴力は、被害者が相談や届出をすることに抵抗感を持つことが多く、被害が潜在化し、問題解決を難しくする傾向があります。

また、子どもに対する身体的・心理的暴力である児童虐待は年々増加しており、子どもが死に追いやられる深刻な事態も多くなっています。高齢者や障害者の介護においても、介護疲れによる介護者からの虐待や施設内における虐待等が大きな問題となっています。

暴力について、その被害者にも加害者にもなることがないよう、それらが犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとの認識を広く啓発するとともに、各種法律・制度の周知・徹底を図ることが必要です。

また、公的機関や専門家への相談が少ないことから、関係機関との連携を強化し、被害者の保護、自立支援、相談体制の充実とそれらについての市民への周知徹底を図ることが必要です。

用語解説

※7 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）

夫婦や恋人など親密な関係にある、又はあった男女間で振るわれる暴力のこと。女性が被害者である場合が圧倒的に多い。その形態は、身体的なもの、精神的なもの、性的なもの、経済的なものなど様々であり、多くの場合、何種類かの暴力が重なって起こっている。

■□ 施策の方向 □■

1. あらゆる暴力の防止

- 人権を侵害する差別・暴力の根絶に向け、社会環境の改善を図るとともに、配偶者等からの暴力に関する啓発や情報提供など、市民の意識改革を図るため広く普及・啓発を行います。

2. 相談体制の充実と被害者保護の推進

- 警察等の関係機関や、地域住民などと連携しながら、相談窓口の充実や被害者への支援を行います。

■□ 具体的施策 □■

1. あらゆる暴力の防止

〔1〕 あらゆる人に対する暴力の防止

年齢・性別を問わず、あらゆる人に対する暴力を容認しない社会環境をつくるための啓発を推進するとともに、生涯を通じて暴力の加害者にも被害者にもなることがないよう、啓発、情報提供を行います。また、関係機関と連携し、女性に対する暴力を誘引する有害環境の浄化を推進します。

【企画情報課・福祉課・生涯学習課・人権啓発課】

〔2〕 配偶者等からの暴力の防止

講座の開催やパンフレットの作成配布など、配偶者等からの暴力についての認識を深め、配偶者等からの暴力防止に向けた啓発に努めます。

【企画情報課・福祉課】

〔3〕 ストーカー行為防止対策

広報紙による啓発や、警察広報への協力などにより、つきまとい、待ち伏せなどのストーカー行為とそれに対する自己防衛策の周知に努めるとともに、相談体制の充実を図ります。

【企画情報課・福祉課】

〔4〕 外国人労働者に対する暴力等の防止

人権に関する意識啓発を図り、外国人労働者に対する差別・暴力等の防止に努め、関係機関と連携して事業者への指導を行うなど、適切な対応に努めるとともに、被害者を支援するため相談窓口について情報提供を行います。

【企画情報課】

2. 相談体制の充実と被害者保護の推進

〔1〕 相談事業の充実

様々な問題を抱えた男女の相談指導の充実を図るとともに、関係機関と連携し、配偶者等からの暴力の防止に努めます。

【福祉課】

〔2〕 被害者保護の推進

配偶者等からの暴力等の相談体制の充実を図るとともに、関係機関とのネットワ

ークを確立し、被害者保護と自立を支援する取組を強化します。

【市民課・福祉課・関係各課】

〔3〕雇用の分野以外でのセクシュアル・ハラスメントの防止・相談体制の充実

教育の場などの雇用の分野以外におけるセクシュアル・ハラスメントに対して、広報紙、ホームページによる意識啓発や情報提供を行います。また、被害者を支援するため、相談窓口について情報提供を行います。

【企画情報課・福祉課】

【女性に対する暴力を根絶するためのシンボルマーク】



内閣府男女共同参画局では、配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春・人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の女性に対する暴力を根絶するためのシンボルマークを作成しています。

シンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。

【配偶者からの暴力の相談窓口】

名称	電話番号	受付日時
配偶者暴力相談支援センター	089-941-3490	一般相談（来所・電話） 月～金 8:30～17:30
		女性夜間ダイヤル相談 ※女性保護対策協議会相談員対応 月～土 18:00～20:00
	089-926-1644	一般相談 （来所）火～日 8:30～16:30 （電話）火～金 8:30～17:30 土・日 8:30～16:30
		心理相談 毎週木曜日（第5木曜除く） 13:00～17:00 ※一般相談を受けた方対象・予約制 臨床心理士対応
警察 ※配偶者からの暴力のほか、性犯罪やストーカーに関する相談を受けています	愛媛県警察本部警察総合相談室	0120-31-9110 （内線 9110） 月～日 終日
	宇和島警察署	0895-22-0110 月～日 終日
婦人相談員	愛媛県宇和島地方局地域福祉課	0895-22-5211 月～金 8:30～17:00
	宇和島市福祉課	0895-24-1111 月～金 8:30～17:00

■□ 関連事業 □■

1. あらゆる暴力の防止

【主な関連事業】

事業名称	担当課
防犯灯設置補助金交付事業	企画情報課
男女共同参画広報啓発事業	企画情報課
児童虐待・DV※に関する情報を広報に掲載	福祉課
婦人相談員事業	福祉課
「愛の一声」活動推進事業	生涯学習課（少年センター）
市民啓発推進事業	人権啓発課

2. 相談体制の充実と被害者保護の推進

【主な関連事業】

事業名称	担当課
男女共同参画広報啓発事業	企画情報課
DV被害者の申請による住民票交付制限の取扱い等の徹底	市民課 関係各課
婦人相談員事業	福祉課



用語解説

※8 DV [domestic violence]

ドメスティック・バイオレンスの略称。「ドメスティック・バイオレンス」とは何を意味するかについて、明確な定義はないが、一般的には「夫婦や恋人など親密な関係にある、又はあった男女間で振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。親子間の暴力などまで含めた意味で使われている場合もある。

推進方策2 生涯を通じた健康支援

男女共同参画社会の形成には、男女が互いにその身体的特質を十分に理解し合い、人権を尊重し合うとともに、生涯にわたって健康で充実した生活をおくることが必要です。

そのため、心身及びその健康について正確な知識・情報を入手し、主体的に健康づくりを実践できる環境整備が求められています。

■□ 現状と課題 □■

食生活の変化や運動不足などのライフスタイルの変化にともない、病気全体に占める生活習慣病の割合が増加し、生活習慣病の重篤化により要介護状態になる人も増加しています。

特に、中高年男性は仕事優先の生活の中で、不規則な生活時間、食生活の乱れ、運動不足、飲酒や喫煙などの生活習慣を要因の一つとして、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）※9 該当者の割合が高い傾向があります。

一方、女性は妊娠や出産をする可能性があり、乳がんや子宮がんの発症、高齢出産の増加、更年期障害等、ライフステージ※10 に応じて男性とは異なる病気や健康上の問題点があります。

特に乳がん、子宮がんについては早期発見によりその治癒率が極めて高くなるため、定期的に検診を受けることが重要です。

一人ひとりが、心身及びその健康についての的確な知識や、自己の健康を維持するための手段を身に付けることができるよう心身の健康に関する学習機会を提供するとともに、性別に配慮した健診・相談体制を整備することが必要です。

また、性に関する正しい知識と理解を深めるための普及啓発を行うことが必要です。

さらに、地域において、充実した医療サービスを提供できるシステムの整備が必要です。



用語解説

※9 メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）

内臓に脂肪が蓄積した内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上をあわせもった状態のこと。

※10 ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。

■□ 施策の方向 □■

1. 市民の健康づくり支援

- 自己の健康を、ライフステージに応じ適切に管理ができるよう支援を行います。

2. 教育・相談の充実

- 学校において、発達段階に応じた性や生命に対する教育を行うとともに、心と身体の悩みについての相談体制の整備を促進します。
- 家庭において、性や生命についての適切な教育が行えるよう機会をとらえて広報・啓発を推進します。

3. 保健・医療体制の整備

- 関係機関と連携し、保健・医療体制の整備を推進します。

■□ 具体的施策 □■

1. 市民の健康づくり支援

〔1〕健康教育・健康相談

地域の要望や実情にあわせ、栄養や食生活に関する教室や相談を実施します。

【保険健康課】

〔2〕生活習慣病予防教室

生活習慣病予防のための栄養・運動の講座とともに、実践につながる実習を行います。

【保険健康課・病院局】

〔3〕壮年期からの健康づくり

誰もがいきいきと高齢期を迎えられるよう、また、高齢期においても健康を保ち、生きがいのある生活をおくれるよう、壮年期から高齢期にかけての健康づくりを推進します。

【保険健康課】

〔4〕男性に対する健康づくり支援

過労や長時間労働になりがちな男性に対し、メンタルヘルス（心の健康、精神衛生）の面からの健康づくりを支援します。

【保険健康課】

〔5〕喫煙・飲酒に対する対策

喫煙や飲酒について、その健康被害に関する正確な情報の提供に努め、特に未成年者の喫煙、飲酒については、家庭、学校、地域が一体となってその予防を推進します。また、職場や公共の場所における受動喫煙防止対策の普及促進を図ります。

【学校教育課・生涯学習課・病院局】

〔6〕安心して子どもが産める環境づくり

妊婦自身が妊娠・出産についてよく理解し、不安を軽減できるよう、母子健康手帳の交付や母親学級・両親学級等の実施により、適切で充実した知識や情報を提供します。また、妊婦の健康管理の必要性について、あらゆる機会を通して啓発するとともに、妊娠・出産・育児に関する不安等に対応できる相談体制の充実に努めま

す。妊産婦の心の問題や妊娠・出産・育児においてリスクの高い妊婦を早期に把握するとともに、関係機関との連携を取りながら適切な支援を行います。

【保険健康課・病院局】

〔7〕生涯スポーツの推進

住民が健やかな生活をおくることができるよう、スポーツ施設の整備・充実を図り、生涯にわたって気軽にスポーツに親しむことができる機会の確保と生涯スポーツを推進するシステムづくりに取り組みます。

【生涯学習課】

2. 教育・相談の充実

〔1〕HIV／エイズや性感染症に関する知識の普及

HIV／エイズや性感染症に関する正しい知識や相談・検査体制について広報紙や情報紙等で普及・啓発を図ります。また、学校においては、児童生徒が発達段階に応じた正しい知識を身に付け、適切な行動が取れるようにするための教育を推進します。

【保険健康課・学校教育課】

〔2〕発達段階に応じた生命と人権を大切にする性教育の推進

生命尊重・人格尊重・男女平等の精神に基づき、自分自身を大切にし、相手の心身の健康についても思いやりを持つことができるような性教育を推進します。

なお、学校においては学習指導要領にのっとり、児童生徒の発達段階を踏まえるとともに、保護者や市民の理解を得ながら、適切に行います。

また、家庭においても性と生命について適切な教育が行えるよう機会をとらえて広報・啓発を推進します。

【学校教育課】

3. 保健・医療体制の整備

〔1〕健康診査

がん、生活習慣病の早期発見・早期治療を図るとともに、健康管理に関する正しい知識の普及と、それによる生活習慣の改善、生活習慣病予防を目指し、健康診査を実施します。家事専業者や自営業に従事する男女に対して、受診を勧めます。

【保険健康課・病院局】

〔2〕がん検診の体制整備

胃・大腸・肺・前立腺・乳・子宮がん検診を実施します。また、要精密検査者への受診勧奨や検査結果の把握、乳がん自己検診法の啓発に努めます。

【保険健康課】

〔3〕地域医療の充実

かかりつけ医から地域の中核的病院までの医療機関が相互に有機的に連携した地域医療サービス提供システムの整備を図ります。

【保険健康課・病院局】

■ □ 数値目標・主な関連事業 □ ■

1. 市民の健康づくり支援

【数値目標】

事業名称	現状（平成 23 年）	目標（平成 29 年）	担当課
特定保健指導の推進	41%	60%	保険健康課
妊婦健康診査（公費負担）	98%	100%	保険健康課
健全育成推進事業 （事業を実施している小中学校割合）	87%	100%	学校教育課
高齢者サロンへの医療出前講座	—	18 回/年	市立 吉田病院
医療懇談会の実施（地域住民の健康増進）	—	50 回/年	市立 津島病院

【その他の主な関連事業】

事業名称	担当課
健康相談事業	保険健康課
健康教育事業	保険健康課
心の健康づくり教育事業	保険健康課
母親学級・両親学級	保険健康課
妊産婦相談	保険健康課
母子健康手帳の交付事業	保険健康課
受動喫煙防止対策事業（公民館施設内禁煙）	生涯学習課
総合型スポーツクラブの組織充実への支援	生涯学習課
糖尿病教室・心臓病教室・肝臓病教室	市立宇和島病院
生活習慣病予防のためのお料理教室	市立宇和島病院
禁煙外来の開設	市立宇和島病院 市立津島病院
安産教室	市立宇和島病院
育児学級	市立宇和島病院

2. 教育・相談の充実

【数値目標】

事業名称	現状（平成23年）	目標（平成29年）	担当課
健康衛生推進事業・人権啓発推進事業 （事業を実施している小中学校割合）	84%	100%	学校教育課
生きる力を育む教育推進事業 （事業を実施している小中学校割合）	86%	100%	学校教育課

【その他の主な関連事業】

事業名称	担当課
HIV／エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及・啓発	保険健康課

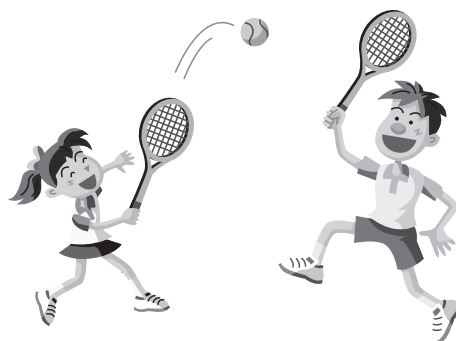
3. 保健・医療体制の整備

【数値目標】

事業名称	現状（平成23年）	目標（平成29年）	担当課
国民健康保険直営診療所運営事業	9施設4医師	9施設5医師	保険健康課
基本健康診査の推進	16.8%	60%	保険健康課
がん検診（胃がん・大腸がん・肺がん・ 前立腺がん・子宮がん・乳がん）	12%	50%	保険健康課

【その他の主な関連事業】

事業名称	担当課
診療船うわじま維持管理事業	保険健康課
病院と診療所の連携強化	病院局 保険健康課
人間ドッグの充実（施設設備・検査項目）	市立宇和島病院
地域がん診療連携拠点病院としての機能充実	市立宇和島病院



推進方策3 高齢者や障害者等がいきいきと生活できる条件整備

今後、超高齢化社会の到来に対応し、活力ある社会を築くためには、年齢、性別、障害の有無などにかかわらず、誰もが社会の様々な分野に参画し、いきいきと安心して暮らせる地域の形成が必要です。

そのために、高齢期の男女や障害等のある男女がその意欲と能力に応じて、多様な活動に参加し、充実した生活を実現することができる環境整備が求められています。

■□ 現状と課題 □■

本市においては、総人口が年々減少しているとともに、年少人口（0歳～14歳）及び生産年齢人口（15歳～64歳）が減少している一方、高齢者人口は増加傾向にあり、少子高齢化が急速に進展しています。

また、総世帯数は減少傾向にある一方で、高齢者のいる世帯は単身高齢者世帯、高齢者夫婦世帯ともに増加傾向にあります。

男女共同参画の実現のためには、性別や年齢、障害の有無にかかわらず、地域の多様な活動に参加できるよう参加の機会の提供・支援をする必要があります。

また、誰もが安心して暮らせる環境の整備や制度の充実を確立することが必要です。

■□ 施策の方向 □■

1. 社会参画の推進

- 高齢者や障害者等がその意欲や能力に応じて地域社会に参画し、いきいきと生活ができるよう環境整備を図ります。

2. 介護予防事業の充実

- 高齢者ができる限り、自立して充実した生活がおくれるよう、介護予防事業を推進します。

3. 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援

- 多重債務者に対する相談など、困難に直面する市民への支援を行ないます。

■□ 具体的施策 □■

1. 社会参画の推進

〔1〕地域生活支援体制の整備

「日常生活圏域」を設定し、要介護や支援が必要な状態になっても、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるような地域支援体制を構築します。

【企画情報課・高齢者福祉課】

〔2〕 地域生活の支援

障害者が地域で快適に暮らすことができるよう、在宅福祉サービスを充実するとともに、障害者の就労が促進されるよう支援します。

【福祉課】

〔3〕 教育・育成の充実

関係機関との連携のもと、障害児保育、特別支援教育の充実、就学・進路相談の充実など、一貫した教育・育成に努めます。

【福祉課・教育総務課・学校教育課】

〔4〕 消費者対策の充実

悪質商法の手口が複雑・巧妙化している今日、高齢者を含めたすべての市民が安全・安心に消費生活を営めるよう、消費者相談・啓発に努めます。

【企画情報課】

〔5〕 高齢者の生きがいづくり

高齢者が地域で快適に暮らすことができるよう、社会参加等、高齢者の生きがいづくりを支援します。

【高齢者福祉課・生涯学習課】

〔6〕 高齢者や障害者等にやさしいまちづくり

高齢者、障害者を含む全ての男女が社会の活動に参加・参画できるよう、ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化を推進します。

【建設課・都市整備課・建築住宅課・生涯学習課・関係各課】

2. 介護予防事業の充実

〔1〕 介護予防事業の実施

将来要介護状態になる危険性の高い高齢者に対し、通所または訪問により介護予防に効果のある各種事業を実施し、要介護状態になることの予防や状態悪化の防止を図ります。

【高齢者福祉課】

〔2〕 地域包括支援センター事業の実施

地域包括支援センターにおいて、介護予防のケアマネジメント、総合相談、権利擁護事業等を実施し高齢者を支援します。

【高齢者福祉課】

〔3〕 認知症高齢者への支援

関係機関と連携を図りながら、認知症予防の普及・啓発や相談体制の充実、権利擁護の取組などを推進します。

【高齢者福祉課】

3. 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援

〔1〕 多重債務相談の実施

消費生活に係る問題に対する相談窓口の充実を図ります。認定司法書士による多重債務相談を開催し、問題解決方法などの情報提供等を行ないます。【企画情報課】

■□ 数値目標・主な関連事業 □■

1. 社会参画の推進

【数値目標】

事業名称	現状（平成 23 年）	目標（平成 29 年）	担当課
消費者教育事業（消費者講座）	292 人	500 人	企画情報課
コミュニティバス運行事業	40,607 人	43,000 人	企画情報課
コミュニケーション支援事業	404 人	500 人	福祉課
地域活動支援センター	9,006 人	9,500 人	福祉課
日常生活用具給付等事業	559 人	350 人	福祉課
歩道の切下げ及び点字ブロックの設置等	20%	22%	建設課
公営住宅整備事業 （バリアフリー型公営住宅数の拡大）	56 戸	128 戸	建築住宅課
高齢者の生きがいづくり推進事業	19 館	30 館	生涯学習課
障害者用トイレ設置事業 （中央・地区公民館）	13 館	15 館	生涯学習課

【その他の主な関連事業】

事業名称	担当課
生活交通バス路線維持・確保事業	企画情報課
離島航路維持・確保事業	企画情報課
消費者啓発事業	企画情報課
自立支援医療事業	福祉課
重度心身障害者医療事業	福祉課
特別障害者（児）福祉手当事業	福祉課
特別児童扶養手当事務事業	福祉課
移動支援事業	福祉課
相談支援事業	福祉課

【その他の主な関連事業】（※前頁の表より継続）

事業名称	担当課
特別支援教育推進事業	福祉課 教育総務課 学校教育課
家族介護支援事業（介護用品支給事業）	高齢者福祉課
地域自立生活支援事業 （高齢者見守り配食事業（週3以内回配食、安否確認））	高齢者福祉課
在宅老人等介護手当事業	高齢者福祉課
在宅福祉事業（宇和島市緊急通報装置貸与事業）	高齢者福祉課
老人クラブ育成事業	高齢者福祉課
老人福祉事業（シルバー人材センター充実支援）	高齢者福祉課
都市公園における移動等円滑化への対応	都市整備課
障害者や高齢者への配慮ある行動の啓発	関係各課

2. 介護予防事業の充実

【その他の主な関連事業】

事業名称	担当課
介護予防事業に係る二次予防事業	高齢者福祉課
介護予防事業に係る一次予防事業	高齢者福祉課
介護予防ケアマネジメント事業	高齢者福祉課
総合相談・権利擁護事業	高齢者福祉課
成年後見人制度利用支援事業	高齢者福祉課
包括的・継続的ケアマネジメント事業	高齢者福祉課

3. 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援

【その他の主な関連事業】

事業名称	担当課
多重債務相談	企画情報課

第3章 計画の推進に向けて

1 推進体制の強化

「宇和島市男女共同参画基本計画」は、市政のあらゆる領域にわたる計画であり、その推進にあたっては、全庁的な取組を必要とするものであるため、「宇和島市男女共同参画推進本部」の組織強化と機能充実に努め、あらゆる施策が男女共同参画の視点をもって展開されるよう推進します。

2 市民との協働による推進

男女共同参画社会の実現のため、市民・事業者・地域団体・行政が一体となって取り組むことができるよう、地域団体や企業等との連携を図り、計画内容の周知、各種情報の提供、ネットワークづくりの支援に努めるとともに、市民・事業者・地域団体等の主体的な取組を推進します。

3 男女共同参画に関する情報の提供

男女共同参画の推進に向けて、広報紙やホームページを活用して、男女共同参画に関する情報提供を積極的に行い、市民及び事業者の理解を深め、主体的な取組への支援を行います。

4 施策の点検・評価

計画の進捗状況について、定期的に取り組状況や達成状況を点検・評価し、結果を公表するとともに、状況変化に応じて施策や数値目標の見直しを行います。

5 国・県・関係機関との連携

国や県及び男女共同参画関係機関等との連携・協力、情報共有を図り、計画を効果的に推進します。

資料

宇和島市男女共同参画推進条例

平成18年10月4日

条例第56号

（前文）

宇和島市は、温暖な気候と豊かな自然に恵まれ、多くの先人たちの活躍により、伸びやかで和やかな気風と多彩な文化を育んできた。この宇和島市の風土を生かし、豊かで活力ある社会を築いていくためには、すべての人々が個人として尊重され、自らの意思によって個性豊かで多様な生き方を選択することができる社会を実現させることが求められる。しかしながら、一方ではこの地で温存されてきた慣習の中には、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して影響を及ぼしているものも多く残っている。男女が差別されることなく、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現させ、市民が様々な分野で活躍できる「まち」を創らなければ、宇和島市の発展は望めない。

このことから、男女共同参画社会の実現を21世紀の宇和島市における最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図って行く必要がある。

そこで、男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえ、また農林水産業の従事者が多いことなどの地域の特性に配慮しつつ、市、市民、事業者、県及び国との連携と協働により、男女が互いにその人権を尊重し、共に支えあい、生き生きと輝いて活躍することができる男女共同参画社会の早期の実現を目指し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- （2） 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- （3） セクシュアル・ハラスメント 性別を問わず、継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動のことをいう。なお、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場が対象となる。

（基本理念）

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる事項を基本理念として、行われなければならない。

- （1） 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、性別による差別的取扱いを受けないこと、社会のあらゆる分野において個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- （2） 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響を、できる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

- (3) 社会のあらゆる分野において、男女が対等な構成員として、施策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動と家庭以外の社会のあらゆる分野における活動とを、両立して行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- (5) 男女ともに生涯を通じて健康な生活を営むことができることを旨として、行われなければならない。
- (6) 国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画社会の形成の促進に当たっては、市民、事業者、県及び国との連携に努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業に従事する男女について、能力や適性に応じて事業活動に参画する機会を等しく確保し、公正に評価するよう努めるとともに、仕事、家庭生活、地域生活等の活動に参画できる就業環境を整備するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害等の禁止)

第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的な取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、社会のあらゆる分野においてセクシュアル・ハラスメントをしてはならない。
- 3 何人も、夫婦間、恋愛関係にある男女間その他親密な関係にある男女間において、身体的、性的、経済的、精神的苦痛を伴う暴力的行為をしてはならない。
- 4 市は、前3項の規定に違反する行為による被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うものとする。

(基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 総合的かつ長期的に講ずるべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、広く市民の意見を聴くとともに、宇和島市男女共同参画審議会へ諮問するものとする。
- 4 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(積極的改善措置)

第9条 市は、市民及び事業者が積極的改善措置を講ずるために必要な情報の提供、相談、助言その他の支援を行うものとする。

- 2 市は、審議会等の附属機関その他これに準ずるものの構成員を委嘱し、又は任命する場合は、積極的改善措置を講ずることにより男女の構成員数の均衡を図るよう努めなければならない。

(農林水産業等の分野における環境整備)

第 10 条 市は、農林水産業及び自営の商工業等の分野において、男女が主体的に能力を十分に発揮し、対等な構成員として経営その他方針の立案及び決定の場に参画する機会が確保される社会を実現するため、関係者との協働により必要な環境整備を行うものとする。

(調査研究)

第 11 条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を策定し、効果的に実施していくため、必要な調査研究を行うよう努めなければならない。

(広報活動)

第 12 条 市は、市民、事業者及びその他団体が、男女共同参画社会の形成に関して理解を深めることができるよう、広報活動等の適切な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画の推進に向けた支援)

第 13 条 市は、市民、事業者及びその他団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する自主的な活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 14 条 市は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(年次報告)

第 15 条 市長は、毎年、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況等について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(財政上の措置等)

第 16 条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(事業者からの報告)

第 17 条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し男女共同参画の状況その他の必要な事項について報告を求めることができる。

(苦情の処理)

第 18 条 市長は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について、市民又は事業者からの苦情の申し出があったときは、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(男女共同参画審議会の設置)

第 19 条 男女共同参画社会の形成の促進に関し、次に掲げる事務を行うため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定により、宇和島市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(1) 市長の諮問に応じ、基本計画その他男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項を調査審議すること。

(2) この条例の適正な運営に関する事項及び男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況について、必要に応じて調査審議し、市長に意見を述べること。

2 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 20 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 宇和島市男女共同参画推進条例(平成 15 年宇和島市条例第 18 号)は、廃止する。

宇和島市男女共同参画推進条例施行規則

平成18年10月12日

規則第45号

（趣旨）

第1条 この規則は、宇和島市男女共同参画推進条例（平成18年条例第56号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（苦情の申出）

第2条 条例第18条の苦情の申出（以下「申出」という。）をしようとするものは、苦情申出書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（苦情の処理）

第3条 市長は、条例第18条の苦情の申出があった場合は、必要に応じて宇和島市男女共同参画審議会に対し、意見を求めることができる。

2 市長は、条例第18条の苦情を処理したときは、その結果を苦情処理通知書（様式第2号）により当該申出者に対し、速やかに通知するものとする。

（宇和島市男女共同参画審議会委員）

第4条 条例第19条に規定する宇和島市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他適当と認められる者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、その委嘱の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の再任はこれを妨げない。

（審議会の会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を各1人おく。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて、その説明又は意見を聴くことができる。

（審議会委員の秘密厳守）

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（審議会の庶務）

第8条 審議会の庶務は、男女共同参画推進業務を担当する課において処理する。

（その他）

第9条 第4条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 宇和島市男女共同参画推進条例施行規則（平成１５年宇和島市規則第１４号）は、廃止する。

附 則（平成１９年４月１７日規則第１５号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宇和島市男女共同参画推進条例施行規則の規定は、平成１９年４月１日から適用する。

附 則（平成２４年４月１日規則第２０号）

この規則は、平成２４年４月１日から施行する。



宇和島市男女共同参画推進本部設置要綱

平成18年2月6日

要綱第3号

（設置）

第1条 本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を円滑かつ総合的に企画調整し実施するため、宇和島市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）男女共同参画社会を実現するための基本方針及び重要事項を審議すること。
- （2）男女共同参画社会を実現するための基本的な計画の策定、施策の総合的な推進及び調整に関すること。
- （3）その他、男女共同参画社会を実現するために必要な重要事項に関すること。

（組織）

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長、教育長及び病院事業管理者をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

（職務）

第4条 本部長は、推進本部の事務を総理し、推進本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長及び副本部長と共に第2条各号に掲げる事項について審議する。

（会議）

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要の都度招集し、これを主宰する。

- 2 本部長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（幹事会）

第6条 推進本部の円滑な運営を図るため、推進本部に幹事会を置き、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- （1）男女共同参画社会を実現するための具体的施策の協議に関すること。
- （2）男女共同参画社会を実現するための具体的施策の連絡調整に関すること。
- （3）その他、男女共同参画社会を実現するために必要な事項に関すること。
- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、総務部長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第2に掲げる課等の長の職にある者をもって充てる。ただし、議会事務局においては次長とする。
- 5 幹事会の会議は、幹事長が必要の都度招集し、これを主宰する。
- 6 幹事長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（担当者会議）

第7条 推進本部に男女共同参画推進担当者会議（以下「担当者会議」という。）を置き、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- （1）男女共同参画社会を実現するための具体的施策の策定に関すること。
- （2）男女共同参画社会を実現するための啓発に関すること。
- （3）男女共同参画社会を実現するための施策の推進に関すること。
- （4）男女共同参画社会を実現するための調査・研究に関すること。
- （5）その他、男女共同参画社会を実現するために必要な事項に関すること。

- 2 担当者的会議は、次の各号によって選出された職員（以下「担当者」という。）によって組織する。
- （１）別表２に掲げる課等に所属する職員のうち、課等の長が推薦した職員（各１名）
 - （２）本部長が指名した女性職員（５名程度）
- 3 担当者的の任期は、２年とする。ただし、担当者的が任命されたときの要件を欠くに至った場合は担当者的の職を失うものとする。
- 4 後任者的の任期は、前任者的の残任期間とする。
- 5 担当者的会議に代表及び副代表を置く。
- 6 代表及び副代表は、担当者的の互選によって定める。
- 7 代表は、会務を総理し、担当者的会議を代表する。
- 8 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき、又は代表が欠けたときは、その職務を代理する。
- 9 担当者的会議は、代表が必要の都度招集し、これを主宰する。
- 10 担当者的会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

（庶務）

第 8 条 推進本部の庶務は、男女共同参画推進業務を担当する課において処理する。

（補則）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成 18 年 4 月 3 日要綱第 21 号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 19 年 4 月 10 日要綱第 20 号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の宇和島市男女共同参画推進本部設置要綱の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日要綱第 16 号）

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 4 月 1 日要綱第 16 号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の宇和島市男女共同参画推進本部設置要綱の規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 4 月 1 日要綱第 21 号）

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 1 日要綱第 10 号）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

総務部長	市民環境部長	保健福祉部長
産業経済部長	建設部長	教育部長
議会事務局長	医療行政管理部長	水道局長

別表第2（第6条、第7条関係）

総務課	企画情報課	危機管理課
財政課	吉田支所	三間支所
津島支所	宇和海支所	市民課
生活環境課	保護課	福祉課
高齢者福祉課	保険健康課	農林課
商工観光課	水産課	建設課
都市整備課	建築住宅課	教育総務課
学校教育課	生涯学習課	文化課
人権啓発課	議会事務局	選挙管理委員会事務局
農業委員会事務局	医療行政管理部経営企画課	水道局業務課



男女共同参画社会基本法

平成11年 6月23日

法律第78号

改正 平成11年 7月16日法律第102号

平成11年12月22日同 第160号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

（前文）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- （2）積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1） 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

（2） 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成11年6月23日法律第78号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

附 則（平成11年7月16日法律第102号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成13年1月6日)

- (1) 略
- (2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1) から (10) まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号） 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)



愛媛県男女共同参画推進条例

平成14年3月26日

条例第10号

改正 平成16年12月24日条例第47号

愛媛県男女共同参画推進条例を次のように公布する。

愛媛県男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第9条—第16条）

第3章 男女共同参画を推進するための体制（第17条—第23条）

第4章 苦情等の処理（第24条・第25条）

第5章 愛媛県男女共同参画会議（第26条）

第6章 雑則（第27条）

附則

（前文）

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会の取組と連動して、男女平等の実現に向けて法制度の整備を中心とした各種の取組がなされてきた。

愛媛県においても、国際社会や国内の動向を踏まえつつ、女性の地位向上と社会参加の促進に向けた様々な取組が進められてきたが、性別による固定的及び差別的な役割分担意識やそれに基づく慣行は、依然として社会に根強く残っており、性に起因する暴力や不利益な取扱いなど男女平等の実現を阻む多くの課題が各分野に存在している。

一方、少子高齢化の急速な進展などの社会環境の大きな変化に対応し、豊かで活力ある社会を築いていくためには、男女が、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮して、社会のあらゆる分野に対等な構成員として参画し、共に責任を分かち合う男女共同参画社会を実現することが重要かつ緊急の課題となっている。

このため、男女の人権が共に尊重される社会づくりを基礎として、性別による役割分担意識の解消を図り、併せてそれに基づく社会慣行を是正するとともに、政策又は方針の決定過程に共同して参画する機会の拡大や家庭生活における活動とその他の活動との両立の支援などの取組を総合的かつ計画的に進めていく必要がある。

このような現状にかんがみ、男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえ、農林水産業の従事者が多いことなどの愛媛県の地域特性に配慮しつつ、県民、事業者、市町及び国との連携と協働の下に、男女共同参画社会の早期の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

一部改正〔平成16年条例47号〕

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- （2）積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

- (3) セクシュアル・ハラスメント 他の者に対し、その意に反する性的な言動をとることにより当該者の生活、教育、就業等における環境を害すること又は性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 夫婦間、恋愛関係にある男女間その他親密な関係にある男女間で行われる暴力的行為（身体的な苦痛又は著しい精神的な苦痛を与える行為をいう。以下同じ。）をいう。

（基本理念）

- 第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的にも間接的にも性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が共に社会的文化的に形成された性別による固定的な役割分担意識にとらわれず個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。
- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことがないように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における施策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。
- 4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての責務を円滑に果たし、かつ、当該活動と家庭以外の職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動とを両立して行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
- 5 男女共同参画は、経済活動の分野において、男女が均等な就業環境の下で、労働、生産、経営等に協働して取り組むことを旨として、推進されなければならない。
- 6 男女共同参画は、学校教育及び生涯にわたる社会教育の分野において、主体的に学び、考え、及び行動することのできる自立の精神と男女平等の意識が育まれることを旨として、推進されなければならない。
- 7 男女共同参画は、生涯にわたる妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、推進されなければならない。
- 8 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画は、広く世界に向けた視野に立って推進されなければならない。

（県の責務）

- 第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、県民、事業者、市町及び国と相互に連携して取り組むよう努めるものとする。
- 一部改正〔平成16年条例47号〕

（県民の責務）

- 第5条 県民は、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職域における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる就業環境を整備するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、事業活動において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

（性別による権利侵害等の禁止）

- 第7条 何人も、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別を理由として直接的にも間接的にも差別的な取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、ドメスティック・バイオレンスを始めとする男女共同参画を阻害する暴力的行為を行ってはならない。
- 4 県は、前3項の規定に違反する行為による被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うものとする。

（情報の公表に際しての留意）

- 第8条 何人も、情報を公表するに当たっては、性別による差別若しくは固定的な役割分担又は異性に対する暴力的行為を助長し、又は連想させる表現を行わないよう努めなければならない。
- 2 何人も、不特定多数の者に表示する情報において過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

（基本計画）

- 第9条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - （1） 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - （2） 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、広く県民の意見を聴くとともに、愛媛県男女共同参画会議に諮問するものとする。
 - 4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
 - 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（積極的改善措置）

- 第10条 県は、県民、事業者及び市町が積極的改善措置を講ずるために必要な情報の提供、相談、助言その他の支援を行うものとする。
- 2 県は、審議会等の附属機関その他これに準ずるものの構成員を委嘱し、又は任命する場合は、積極的改善措置を講ずることにより男女の構成員数の均衡を図るよう努めるものとする。
- 一部改正〔平成16年条例47号〕

（農林水産業等の分野における環境整備）

- 第11条 県は、農林水産業及び自営の商工業等の分野において、男女が主体的に能力を十分に発揮し、対等な構成員として経営その他方針の立案及び決定の場に参画する機会が確保される社会を実現するため、家庭、職域及び地域における性別による固定的な役割分担意識の解消その他の必要な環境整備を行うものとする。

（調査研究）

- 第12条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な調査研究を行うものとする。

（広報活動及び教育分野における措置）

- 第13条 県は、広報活動等の充実により、男女共同参画に関する県民及び事業者その他の民間の団体（以下「県民等」という。）の関心と理解を深めるよう努めるとともに、学校教育及び社会教育の分野において、男女共同参画を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

（県民等に対する支援）

- 第14条 県は、県民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第 15 条 県は、男女共同参画社会の実現に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

（年次報告）

第 16 条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施の状況を明らかにした報告書を作成し、及び公表するものとする。

第 3 章 男女共同参画を推進するための体制

（財政上の措置等）

第 17 条 県は、男女共同参画を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（総合的な拠点施設の設置）

第 18 条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに県民等及び市町による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

一部改正〔平成 16 年条例 47 号〕

（県と市町との協働）

第 19 条 県は、市町が行う男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、市町に対し、県と協働して男女共同参画の推進に関する施策を実施すること及び県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力することを求めるものとする。

一部改正〔平成 16 年条例 47 号〕

（事業者からの報告等）

第 20 条 知事は、男女共同参画の推進に関し必要があると認める場合は、事業者に対し、男女共同参画の状況その他の必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の報告により把握した男女共同参画の状況その他の事項を取りまとめ、公表することができる。

3 知事は、第 1 項の報告に基づき、事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずることができる。

（県民等からの意見の申出）

第 21 条 県民等は、男女共同参画の推進に必要な事項に関し、知事に対し、意見を申し出ることができる。

2 知事は、前項の申出を受けた場合において、必要があると認めるときは、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

（男女共同参画推進週間）

第 22 条 男女共同参画の推進について、県民等の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進週間を設ける。

2 男女共同参画推進週間は、6 月 17 日から 23 日までとする。

（推進体制の整備）

第 23 条 第 17 条から前条までに定めるもののほか、県は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するために必要な推進体制を整備するものとする。

第 4 章 苦情等の処理

（愛媛県男女共同参画推進委員）

第 24 条 県民等からの次条第 1 項の申出を適切かつ迅速に処理するため、愛媛県男女共同参画推進委員（以下「推進委員」という。）を置く。

2 推進委員の数は、3 人以内とする。

- 3 推進委員は、男女共同参画の推進に関し識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 4 推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 知事は、推進委員が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その意に反して罷免することができない。
 - (1) 心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他推進委員たるに適しない非行があると認めるとき。
- 6 第2項から前項までに定めるもののほか、推進委員に関し必要な事項は、知事が定める。

(苦情及び人権侵害の申出)

第25条 県民等は、次に掲げる場合には、推進委員にその旨及び改善すべきとする事項を申し出ることができる。

- (1) 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策（以下「県の施策」という。）について苦情がある場合
- (2) 性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害が生じた場合
- 2 推進委員は、前項の申出があった場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事務を行う。
 - (1) 前項第1号に掲げる場合における申出があったとき 必要に応じて、県の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行うこと。
 - (2) 前項第2号に掲げる場合における申出があったとき 必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うこと。
- 3 前項第1号の勧告等を受けた機関は、当該勧告等に適切かつ迅速に対応するとともに、その状況を速やかに推進委員に報告するものとする。
- 4 推進委員は、第2項第2号の助言、是正の要望等を行った関係者に対し、当該助言、是正の要望等への対応の状況について報告を求めることができる。
- 5 推進委員は、第2項に規定する事務の処理の状況及び前2項の規定により報告を受けた対応の状況について、必要に応じて関係する県の機関その他の機関に通知するとともに、個人に関する情報の保護に十分配慮した上で、公表するものとする。

第5章 愛媛県男女共同参画会議

- 第26条 男女共同参画の推進に関し、次に掲げる事務を行わせるため、愛媛県男女共同参画会議（以下「参画会議」という。）を置く。
- (1) 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項を審議すること。
 - (2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施の状況について、必要に応じて、調査し、及び知事に意見を述べること。
 - 2 参画会議は、委員21人以内で組織する。
 - 3 委員は、男女共同参画の推進に関し学識経験のある者その他適当と認める者のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。
 - 4 第24条第4項の規定は、委員について準用する。
 - 5 第2項から前項までに定めるもののほか、参画会議の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

第6章 雑則

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、同年10月1日から施行する。

附 則（平成１６年１２月２４日条例第４７号抄）

（施行期日）

- １ この条例は、平成１７年１月１６日から施行する。（後略）





男女共同参画

第2次宇和島市男女共同参画基本計画

発行日：平成25年3月

発行：宇和島市総務部企画情報課

〒798-8601 宇和島市曙町1番地

☎ 0895-49-7004 Fax 0895-24-1166

E-mail gender@city.uwajima.lg.jp